

第 1 1 次鳥獣保護事業計画書

平成 2 4 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

(平成 24 年 3 月 30 日付け鹿児島県公報により公表)

鹿 児 島 県

●鳥獣保護事業計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、鳥獣保護事業を実施するための基本的な計画として鳥獣保護事業計画を策定する。

本計画は5年ごとに改訂することとされており、今期計画は第11次計画となる。

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
① 指定に関する中長期的な方針	1
② 指定区分ごとの方針	2～3
(2) 鳥獣保護区指定等計画	4～5
① 鳥獣保護区の指定計画（新規）	6
② 鳥獣保護区の更新計画（期間更新）	7～12
2 特別保護地区の指定	13
(1) 方針	13
① 指定に関する中長期的な方針	13
② 指定区分ごとの方針	13
③ 特別保護指定区域	13
(2) 特別保護地区指定計画	14～15
3 休猟区の指定	17
(1) 方針	17
① 休猟区指定計画	17
4 鳥獣保護区の整備等	18
(1) 方針	18
(2) 整備計画	18
① 管理施設の設置	18
② 調査、巡視等の計画	18
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	19
1 鳥獣の人工増殖	19
(1) 方針	19
(2) 人工増殖計画	19
2 放鳥獣	19
(1) 方針	19
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	19
① 放鳥計画	19
② 入手計画	20
(3) 放獣計画	20
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	21
1 基本方針（鳥獣の区分と保護管理の考え方）	21
(1) 希少鳥獣	21
(2) 狩猟鳥獣	21
(3) 外来鳥獣等	21
(4) 一般鳥獣	21
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	22
(1) 許可しない場合の基本的考え方	22
(2) 許可する場合の基本的考え方	22～23

(3) わなの使用に当たっての許可基準	23
(4) 許可に当たっての条件の考え方	23
(5) 許可権限の市町村長への委譲	23
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	23～24
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	24
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	24
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	24～25
3 学術研究を目的とする場合	25
(1) 学術研究	25
(2) 標識調査	25
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	26
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	26
(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	26
① 方針	26～27
② 許可基準	27～33
(3) 鳥獣による被害発生予察表の作成	34～35
(4) 鳥獣の適正管理の実施	36
① 捕獲隊の編成	36
② 関係者間の連携強化	37
③ 隣接県との連携	37
④ 被害防止体制の充実	37
5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	38
(1) 許可対象	38
(2) 鳥獣の種類・数	38
(3) 期間	38
(4) 区域	38
(5) 方法	38
(6) 特定鳥獣の適正管理の実施	38
① 方針	38
② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	38
6 その他特別の事由の場合	39～40
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	39
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	39
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示目的	39
(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	39
(5) 鵜飼漁業への利用	40
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	40
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	40
7 鳥獣の飼養登録	41
8 販売禁止鳥獣等	41

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	41
1 特定猟具使用禁止区域の指定	41
(1) 方針	41
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	42
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	43～46
2 特定猟具使用制限区域の指定	47
3 猟区の指定	47

4	指定猟法禁止区域	47
(1)	方針	47
(2)	指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域の指定内訳）	47
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	48
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	48
2	実施計画の作成に関する方針	48
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	49
1	基本方針	49
2	鳥獣保護対策調査	49
(1)	方針	49
(2)	鳥獣生息分布調査及び希少鳥獣等保護調査	49
3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	49
4	狩猟対策調査	49
(1)	方針	49
(2)	狩猟鳥獣生息調査	49
(3)	放鳥効果測定調査	50
(4)	狩猟実態調査	50
5	有害鳥獣対策調査	50
第八	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	51
1	鳥獣行政担当職員	51
(1)	方針	51
(2)	設置計画	51
(3)	研修計画	52
2	鳥獣保護員	52～54
(1)	方針	52
(2)	設置計画	53
(3)	年間活動計画	53
(4)	研修計画	53
3	保護管理の担い手の育成	54
(1)	方針	54
(2)	研修計画	54
(3)	狩猟者の減少防止対策	54
4	取締り	54
(1)	方針	54
(2)	年間計画	54
5	必要な財源の確保	54
第九	その他	55
1	狩猟の適正管理	55
2	傷病鳥獣救護の基本的な対応	55
(1)	傷病鳥獣の保護体制	55
(2)	傷病鳥獣救護の基本的な考え方	56
(3)	救護個体の取扱い	56
3	感染症対策と対応	56～57

4	安易な餌付けの防止	57
5	鳥獣保護思想の普及啓発	58
(1)	鳥獣の保護管理についての普及啓発	58
(2)	事業の年間計画	58
(3)	愛鳥週間行事等の計画	58
6	野鳥の観察施設等の整備	59
7	愛鳥モデル校の指定	59
8	法令の普及徹底	59
①	方針	59
②	年間計画	59
第十	参考資料	60

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鹿児島県は南北約600km、東西約200kmにも及ぶ長くかつ広大な県土を有しており、また、温帯域から亜熱帯域に及ぶ気候を有していることから、多種多様な野生鳥獣の生息に適した環境を有している。特に奄美諸島は、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラなど希少な鳥獣の宝庫となっている。

このような背景の下、鳥獣保護区の指定を行い、野生鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取を禁止することで安定した種の生存を確保するとともに、多様な野生鳥獣の生息環境の保全・管理を行ってきたところである。第10次計画終了時点で、136箇所・県土面積904,336haの約7%である66,109haを（森林面積比率では約11%）鳥獣保護区に指定している。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整理することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、第11次計画においてもこのような観点から以下の方針により鳥獣保護区の指定を行うこととする。

- 1) これまで指定してきた鳥獣保護区等を維持することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを基本とするが、新たな鳥獣保護区の指定については、野生鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の関係者の合意形成に努めるとともに、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動が図られるよう留意の上、指定区分に従い指定を行う。
- 2) 次に該当する場合は、「解除」、「区域変更」等の見直しを行う。
 - ア 鳥獣類による農林業被害が増大し、地元で農林水産業等の生産活動に直接携っている人や団体等、利害関係人の意見に合理性があると認められ、指定を継続することが困難と判断された区域
 - イ 都市化・宅地化の進展等により指定当初の意義が薄れてきた区域
 - ウ 希少鳥獣の生息地が拡大してきた区域
 - エ 地理的状况に変化が生じる区域あるいは指定範囲が不明瞭な区域など、区域界の見直しの必要が生じた区域
- 3) 指定期間は、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、基本的に10年とする。
- 4) 指定する区域での農林水産業被害に対しては、有害鳥獣捕獲等の適切な実施により、関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

② 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は次の区分に従って指定するものとする。

なお、県境等の行政区界に接し鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する県・市町村との連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川・海岸線・山稜線・道路・鉄道など、現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き森林面積が概ね 10,000ha ごとに一箇所を選定し、面積は 300ha 以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりを持った団地状となるよう、かつ低山帯から高山帯まで偏り無く配置するよう努めるものとする。

- ア 多様な鳥獣が生息する地域
- イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - (a) 天然林
 - (b) 林相又は地形が変化に富む地域
 - (c) 溪流又は沼沢を含む地域
 - (d) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は 10,000ha 以上になるよう努める。

- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- イ 広葉樹林等多様な森林植生が含まれる地域
- ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されているものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域を対象とする。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めて指定する。

- ア 渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
- イ 鳥類の渡りの経路上必要な地域

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を対象とする。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めて指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本県が作成したレッドデータブックに掲載した絶滅危惧種Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣や、これらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。

また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然との触れ合い若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

(2) 鳥獣保護区指定計画 (No.1)

(単位：h a)

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標		既設鳥獣保護区 (A)	(単位：h a)	本計画期間に指定する鳥獣保護区 (も含む)								本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区				
	箇所	面積			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	
森林鳥獣生息地	箇所		63		7	10	15	5	10	47					0		
	面積		59,386		9,866	6,135	17,642	2,866	4,894	41,403					0		
大規模生息地	箇所														0		
	面積														0		
集団渡来地	箇所		1												0		
	面積		172												0		
集団繁殖地	箇所	59箇所													0		
	面積	17,700 ^{ヘクタール}													0		
希少鳥獣生息地	箇所		4		1	1	1	1	1	5					0		
	面積		1,208		748	748	748	748	748	3,740					0		
生息地回廊	箇所		0												0		
	面積		0												0		
身近な鳥獣生息地	箇所		68		5	10	14	8	6	43			1		1		
	面積		5,343		686	1,513	647	393	907	4,146			19		19		
計	箇所		136		13	21	30	14	17	95			1		1		
	面積		66,109		11,300	8,396	19,037	4,007	6,549	49,289			19		19		

(環境省基準) 目標箇所=森林面積(5条)589,871^{ヘクタール} (うち、民有林431,928^{ヘクタール}) ×1/10,000=59箇所

目標面積=59箇所×300^{ヘクタール}=17,700h a

(2) 鳥獣保護区指定計画 (No.2)

区分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区		本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 ^(※新箇所も含む)						計画期間中の増減	計画終了時の鳥獣保護区	備考					
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度				26年度	27年度	28年度	計(E)	
森林鳥獣生息地	箇所					0	7	10	15	5	10	47	※1	※2	63	
	変動面積					0	9,866	6,135	17,642	2,866	4,894	41,403	0	0	59,386	
大規模生息地	箇所					0										
	変動面積					0										
集団渡来地	箇所					0									1	
	変動面積					0									172	
集団繁殖地	箇所					0										
	変動面積					0										
希少鳥獣生息地	箇所					0	1	1	1	1	1	5	0	0	4	
	変動面積					0	748	748	748	748	748	3,740	0	0	1,208	
生息地回廊	箇所					0									0	
	変動面積					0									0	
身近な鳥獣生息地	箇所					0	4	10	15	8	6	43	0	0	68	魚見岳・知林ヶ島 ^(※)
	変動面積					0	510	1,513	720	393	907	4,043	122	5,465	伊集院 ^(※) 大願寺 ^(※)	
計	箇所					0	12	21	31	14	17	95	±0	136		
	変動面積					0	11,124	8,396	19,110	4,007	6,549	49,186	122	66,231		

※1 箇所B-E 面積B+C+D-E

※2 箇所A+B-E 面積A+B+C+D-E

① 鳥獣保護区の指定計画（新規）

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1) 森林鳥獣生息地の保護区 | 該当なし |
| 2) 大規模生息地の保護区 | 該当なし |
| 3) 集団渡来地の保護区 | 該当なし |
| 4) 集団繁殖地の保護区 | 該当なし |
| 5) 希少鳥獣生息地の保護区 | 該当なし |
| 6) 生息地回廊の保護区 | 該当なし |
| 7) 身近な鳥獣生息地の保護区 | 第2表のとおり（新規） |

（第2表）

年度	鳥獣保護区 指定所在地	鳥獣保護区 予定名称	指定 面積	指定期間（10年）	備考
平成 24年度	指宿市	魚見岳・ 知林ヶ島 ^{※1}	176ha	平成24年11月1日 ～ 平成34年10月31日	四季を通じて渡り 鳥や留鳥をはじめと する約90種の野鳥が 飛来する地域であり、 また、野生鳥獣が生息 するのに適している。

※1 参考資料 64～65 頁に概要の詳細を掲載

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)		変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前面積	異動後面積			
平成24年度	森林鳥獣生息地	1 三島	更新	2,743	0	H24.11.1～H34.10.31		三島村
	森林鳥獣生息地	2 西桜島	更新	1,865	0	H24.11.1～H34.10.31		鹿児島市
	身近な鳥獣生息地	3 伊作田	更新	220	0	H24.11.1～H34.10.31		日置市
	森林鳥獣生息地	4 加世田	更新	620	0	H24.11.1～H34.10.31		南さつま市
	森林鳥獣生息地	5 丸木浜	更新	300	0	H24.11.1～H34.10.31		南さつま市
	身近な鳥獣生息地	6 戸柱番所	更新	190	0	H24.11.1～H34.10.31		南九州市
	身近な鳥獣生息地	7 山川小学校	更新	35	0	H24.11.1～H34.10.31		指宿市
	身近な鳥獣生息地	8 天神	更新	65	0	H24.11.1～H34.10.31		南九州市
	森林鳥獣生息地	9 丸尾	更新	1,020	0	H24.11.1～H34.10.31		霧島市
	森林鳥獣生息地	10 大口・鶴田	更新	2,200	0	H24.11.1～H34.10.31		伊佐市・さつま町
	森林鳥獣生息地	11 佐多岬	更新	1,118	0	H24.11.1～H34.10.31		南大隈町, (特)
	希少鳥獣生息地	12 馬毛島*	更新	748	0	H24.11.1～H25.10.31		西之表市
計		1 2 箇所		11,124	0	【内訳】希少鳥獣1箇所(748ha), 森林鳥獣7箇所(9,866ha) 身近な鳥獣4箇所(510ha)		
平成25年度	森林鳥獣生息地	13 吹上潟	更新	565	0	H25.11.1～H35.10.31		日置市
	森林鳥獣生息地	14 平川	更新	1,250	0	H25.11.1～H35.10.31		鹿児島市
	身近な鳥獣生息地	15 観音ヶ池	更新	319	0	H25.11.1～H35.10.31		いちき串木野市
	身近な鳥獣生息地	16 照島	更新	346	0	H25.11.1～H35.10.31		いちき串木野市

* 毎年(1年)更新の保護区

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成25年度	森林鳥獣生息地	17 坊岬	更新	370	0	370	H25.11.1～H35.10.31	南さつま市	
	森林鳥獣生息地	18 鹿倉岳	更新	417	0	417	H25.11.1～H35.10.31	阿久根市	
	身近な鳥獣生息地	19 戸柱大島	更新	350	0	350	H25.11.1～H35.10.31	阿久根市	
	身近な鳥獣生息地	20 中郷池周辺	更新	117	0	117	H25.11.1～H35.10.31	薩摩川内市	
	森林鳥獣生息地	21 奥十曾	更新	782	0	782	H25.11.1～H35.10.31	伊佐市	
	森林鳥獣生息地	22 鹿児島県民の森	更新	1,003	0	1,003	H25.11.1～H35.10.31	霧島市, 始良市	
	身近な鳥獣生息地	23 上小川	更新	30	0	30	H25.11.1～H35.10.31	霧島市	
	身近な鳥獣生息地	24 八幡公園	更新	34	0	34	H25.11.1～H35.10.31	始良市	
	身近な鳥獣生息地	25 菱刈小学校	更新	25	0	25	H25.11.1～H35.10.31	伊佐市	
	森林鳥獣生息地	26 南之郷花房	更新	427	0	427	H25.11.1～H35.10.31	曾於市	
	身近な鳥獣生息地	27 吾平山稜	更新	68	0	68	H25.11.1～H35.10.31	鹿屋市	
	身近な鳥獣生息地	28 新富城山	更新	189	0	189	H25.11.1～H35.10.31	肝付町	
	森林鳥獣生息地	29 宮之浦岳	更新	498	0	498	H25.11.1～H35.10.31	屋久島町, 特	
	森林鳥獣生息地	30 荒川	更新	349	0	349	H25.11.1～H35.10.31	屋久島町	
	森林鳥獣生息地	31 小杉谷	更新	474	0	474	H25.11.1～H35.10.31	屋久島町	
	身近な鳥獣生息地	32 長雲峠	更新	35	0	35	H25.11.1～H35.10.31	龍郷町	
	希少鳥獣生息地	12 馬毛島	更新	748	0	748	H25.11.1～H26.10.31	西之表市	
計		21 箇所		8,396		8,396			
				【内訳】希少鳥獣1箇所(748ha), 森林鳥獣10箇所(6,135ha) 身近な鳥獣10箇所(1,513ha)					

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成26年度	森林鳥獣生息地	33 十島	更新	8,400	0	8,400	H26.11.1～H36.10.31	十島村	
	身近な鳥獣生息地	34 伊集院城山	拡大	24	19	43	H26.11.1～H36.10.31	日置市 区域の明確化	
	身近な鳥獣生息地	35 花尾	更新	10	0	10	H26.11.1～H36.10.31	鹿児島市	
	身近な鳥獣生息地	36 慈眼寺	更新	7	0	7	H26.11.1～H36.10.31	鹿児島市	
	身近な鳥獣生息地	37 城山	更新	17	0	17	H26.11.1～H36.10.31	鹿児島市	
	森林鳥獣生息地	38 池田湖鰻池	更新	1,713	0	1,713	H26.11.1～H36.10.31	指宿市	
	身近な鳥獣生息地	39 開聞小学校	更新	6	0	6	H26.11.1～H36.10.31	指宿市	
	身近な鳥獣生息地	40 川辺小学校	更新	22	0	22	H26.11.1～H36.10.31	南九州市	
	森林鳥獣生息地	41 鹿島南	更新	478	0	478	H26.11.1～H36.10.31	薩摩川内市	
	森林鳥獣生息地	42 藤川天神	更新	400	0	400	H26.11.1～H36.10.31	薩摩川内市	
	森林鳥獣生息地	43 八重高原	更新	485	0	485	H26.11.1～H36.10.31	薩摩川内市	
	身近な鳥獣生息地	44 高川	更新	128	0	128	H26.11.1～H36.10.31	出水市	
	身近な鳥獣生息地	45 新田神社	更新	30	0	30	H26.11.1～H36.10.31	薩摩川内市	
	身近な鳥獣生息地	46 清浦ダム	更新	12	0	12	H26.11.1～H36.10.31	薩摩川内市	
	身近な鳥獣生息地	47 大願寺	期間満了	73	△73	0	—	鳥獣被害による 地域要望 さつま町	
	森林鳥獣生息地	48 敷根	更新	350	0	350	H26.11.1～H36.10.31	霧島市	
	身近な鳥獣生息地	49 上床	更新	152	0	152	H26.11.1～H36.10.31	霧島市	
	森林鳥獣生息地	50 岳野山	更新	405	0	405	H26.11.1～H36.10.31	志布志市	

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成26年度	森林鳥獣生息地	51 高隈	更新	400	0	400	H26.11.1～H36.10.31	鹿屋市	
	森林鳥獣生息地	52 大川原峡	更新	1,340	0	1,340	H26.11.1～H36.10.31	曾於市	
	身近な鳥獣生息地	53 財部城山	更新	87	0	87	H26.11.1～H36.10.31	曾於市	
	身近な鳥獣生息地	54 平房	更新	76	0	76	H26.11.1～H36.10.31	鹿屋市	
	身近な鳥獣生息地	55 北田	更新	5	0	5	H26.11.1～H36.10.31	鹿屋市	
	森林鳥獣生息地	56 熊野	更新	834	0	834	H26.11.1～H36.10.31	中種子町・南種子町	
	森林鳥獣生息地	57 花之江河	更新	1,042	0	1,042	H26.11.1～H36.10.31	屋久島町	
	森林鳥獣生息地	58 国割岳	更新	711	0	711	H26.11.1～H36.10.31	屋久島町(特)	
	森林鳥獣生息地	59 白谷	更新	404	0	404	H26.11.1～H36.10.31	屋久島町	
	森林鳥獣生息地	60 住用	更新	378	0	378	H26.11.1～H36.10.31	奄美市	
	森林鳥獣生息地	61 八津野	更新	302	0	302	H26.11.1～H36.10.31	瀬戸内町	
	身近な鳥獣生息地	62 内海公園	更新	71	0	71	H26.11.1～H36.10.31	奄美市	
	希少鳥獣生息地	12 馬毛島	更新	748	0	748	H26.11.1～H27.10.31	西之表市	
計		3 1 箇所		19,110	△54	19,056	【内訳】希少鳥獣1箇所(748ha)、森林鳥獣15箇所(17,642ha) 身近な鳥獣15箇所(666ha)		
平成27年度	森林鳥獣生息地	63 遠見番山	更新	330	0	330	H27.11.1～H37.10.31	日置市	
	森林鳥獣生息地	64 栗野岳	更新	100	0	100	H27.11.1～H37.10.31	湧水町	
	森林鳥獣生息地	65 霧島	更新	1,400	0	1,400	H27.11.1～H37.10.31	霧島市	
	身近な鳥獣生息地	66 国分城山	更新	157	0	157	H27.11.1～H37.10.31	霧島市	

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前面積	異動面積	異動後の面積			
平成 27 年度	身近な鳥獣生息地	67 曾木小学校	更新	15	0	15	H27.11.1～H37.10.31	伊佐市	
	森林鳥獣生息地	68 末吉	更新	710	0	710	H27.11.1～H37.10.31	曾於市	
	身近な鳥獣生息地	69 江之島	更新	10	0	10	H27.11.1～H37.10.31	垂水市	
	身近な鳥獣生息地	70 城元	更新	36	0	36	H27.11.1～H37.10.31	錦江町	
	身近な鳥獣生息地	71 深川小学校	更新	43	0	43	H27.11.1～H37.10.31	曾於市	
	身近な鳥獣生息地	72 川上小学校	更新	10	0	10	H27.11.1～H37.10.31	肝付町	
	身近な鳥獣生息地	73 矢筈岳	更新	49	0	49	H27.11.1～H37.10.31	屋久島町	
	身近な鳥獣生息地	74 ホノホシ	更新	326	0	326	H27.11.1～H37.10.31	瀬戸内町	
	身近な鳥獣生息地	75 山間	更新	73	0	73	H27.11.1～H37.10.31	奄美市	
	希少鳥獣生息地	12 馬毛島	更新	748	0	748	H27.11.1～H28.10.31	西之表市	
計		1 4箇所		4,007	0	4,007	【内訳】希少鳥獣1箇所(748ha), 森林鳥獣5箇所(2,866ha) 身近な鳥獣8箇所(393ha)		
平成 28 年度	森林鳥獣生息地	76 磯	更新	389	0	389	H28.11.1～H38.10.31	鹿児島市	
	身近な鳥獣生息地	77 亀丸城跡	更新	56	0	56	H28.11.1～H38.10.31	日置市	
	身近な鳥獣生息地	78 北中学校	更新	10	0	10	H28.11.1～H38.10.31	鹿児島市	
	森林鳥獣生息地	79 金峰山	更新	163	0	163	H28.11.1～H38.10.31	南さつま市	
	森林鳥獣生息地	80 長崎鼻	更新	405	0	405	H28.11.1～H38.10.31	指宿市	
	身近な鳥獣生息地	81 針本	更新	315	0	315	H28.11.1～H38.10.31	南さつま市	
	身近な鳥獣生息地	82 横峯	更新	110	0	110	H28.11.1～H38.10.31	霧島市	

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成28年度	森林鳥獣生息地	83 皆倉	更新	350	0	350	H28.11.1～H38.10.31	錦江町	
	森林鳥獣生息地	84 高塚花里	更新	311	0	311	H28.11.1～H38.10.31	鹿屋市・垂水市	
	森林鳥獣生息地	85 根占	更新	773	0	773	H28.11.1～H38.10.31	南大隅町	
	森林鳥獣生息地	86 草野	更新	1,093	0	1,093	H28.11.1～H38.10.31	志布志市・大崎町	
	身近な鳥獣生息地	87 横尾岳	更新	406	0	406	H28.11.1～H38.10.31	鹿屋市	
	身近な鳥獣生息地	88 唐仁	更新	10	0	10	H28.11.1～H38.10.31	東串良町	
	森林鳥獣生息地	89 西之表	更新	600	0	600	H28.11.1～H38.10.31	西之表市	
	森林鳥獣生息地	90 百之台	更新	500	0	500	H28.11.1～H38.10.31	喜界町	
	森林鳥獣生息地	91 母間	更新	310	0	310	H28.11.1～H38.10.31	徳之島町	
	希少鳥獣生息地	12 馬毛島	更新	748	0	748	H28.11.1～H29.10.31	西之表市	
計		17箇所		6,549	0	6,549	【内訳】希少鳥獣1箇所(748ha)、森林鳥獣10箇所(4,894ha) 身近な鳥獣6箇所(907ha)		
合計		計画登録対象 95箇所 「馬毛島が毎年度更新であること」 【とから延数、実数は91箇所】		49,186	△54	49,132	※備考欄④は、保護区内に「特別保護区」含む鳥獣保護区である。		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域については、その生息環境を保全するため特別保護地区※を指定（再指定）することとする。

なお、特別保護地区の指定（再指定）に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区の鳥獣の安定した生息の場とするため、直接可猟区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り込まれるよう配慮するものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

③ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域として指定するよう努める。

※ 鳥獣保護区の区域内では、原則鳥獣の捕獲が禁止されるが、更にその区域内で特に鳥獣の生息地保護（生息環境保護）を要する場合は区域を限定して開発行為を制限することができる。開発行為を行う際は許可を要する。

(第4表)

区分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区								本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)								計画終了時の鳥獣保護区	備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)	※1	※2				
森林鳥獣生息地	箇所					0	1	1	1			3	0	3				
	変動面積					0	157	498	711			1,366	0	1,366				
大規模生息地	箇所					0						0	0	0				
	変動面積					0						0	0	0				
集団渡来地	箇所					0						0	0	0				
	変動面積					0						0	0	0				
集団繁殖地	箇所					0						0	0	0				
	変動面積					0						0	0	0				
希少鳥獣生息地	箇所					0						0	0	1				
	変動面積					0						0	0	5				
生息地回廊	箇所					0						0	0	0				
	変動面積					0						0	0	0				
身近な鳥獣生息地	箇所					0						0	0	0				
	変動面積					0						0	0	0				
計	箇所					0	1	1	1			3	0	4				
	変動面積					0	157	498	711			1,366	0	1,371				

※1 箇所B-E : 面積B+C-D-E ※2 箇所A+B-E : 面積A+B+C-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第5表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考 (事務所)
	指定区分	鳥獣保護区 名称	面積 (ha)	設定期間	指定 面積 (ha)	指定期間	指定 面積	指定 期間	
24年度	森林鳥獣 生息地	佐多岬 ^{※2} 鳥獣保護区	1,118	H24.11.1 ～ H34.10.31	157	H24.11.1 ～ H34.10.31	—	—	大隅
計		1箇所	1,118		157		—	—	
25年度	森林鳥獣 生息地	宮之浦岳 ^{※3} 鳥獣保護区	498	H25.11.1 ～ H35.10.31	498	H25.11.1 ～ H35.10.31	—	—	熊毛
計		1箇所	498		498				
26年度	森林鳥獣 生息地	国割岳 ^{※4} 鳥獣保護区	711	H26.11.1 ～ H36.10.31	711	H26.11.1 ～ H36.10.31	—	—	熊毛
計		1箇所	711		711				
合計		3箇所	2,327		1,366				

※2 参考資料 68 頁に詳細を掲載

※3 参考資料 66 頁に詳細を掲載

※4 参考資料 67 頁に詳細を掲載

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定満了後は、周辺地域の農林業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り当該休猟区に隣接する地域での新たな休猟区の指定を検討するものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、利害関係者及び地域住民の理解が得られるよう留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害の状況に応じて、休猟区においても有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲を行うことができるものとする。

① 休猟区指定計画

(第6表)

年度	指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	指定期間(3年間)	備考
平成26年度	薩摩川内市	 下甑東部	2,894	H26.11.1 ～ H29.10.31	
	計	1箇所	2,894		下甑西部と下甑東部の休猟区は交互に指定を行ってきている。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区においては、狩猟事故・違反防止を図る目的から新設の鳥獣保護区に標識等を重点的に設置するが、既存の保護区においても経年劣化による標識等の更新（立替等）を実施する。

また、各鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要があると認められる場合は土地所有者の意向や生態系への影響等にも配慮した上で、営巣・給餌環境及び給餌・給水施設の整備に努めることとする。

なお、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲等の未然防止及び採餌、営巣のための環境の維持等の観点から必要に応じて調査、巡視等の管理の充実に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第7表)

区分	現況	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		種類	数量	種類	数量	種類	数量
標識類の整備	年度ごとに計画的に設置する	案内板	1	案内板	0	案内板	0
		制札	60	制札	40	制札	90
		補助板	40	補助板	90	補助板	60
管理棟の整備	整備実績なし	—	—	—	—	—	—

平成27年度		平成28年度		計		備考
種類	数量	種類	数量	種類	数量	
案内板	0	案内板	0	案内板	1	—設置目安— 案内板(新規箇所) 制札 <small>(面積200haに1箇所設置)</small> 補助板 <small>(面積300haに1箇所設置)</small>
制札	30	制札	30	制札	250	
補助板	20	補助板	20	補助板	230	
—	—	—	—	—	—	

② 調査巡視等の計画

(第8表)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	県内全鳥獣保護区				
	人数	県内全鳥獣保護員 102人				
管理のための調査の実施		鳥獣生息状況調査・法令違反取締り等				

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

キジの人工繁殖については、放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、人工繁殖業者に対して指導する。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
H24 ～ H28			キジ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指導の相手方 : 県内キジ養殖組合 ➤ 指導方法 : キジ養殖組合員技術指導 ➤ 指導の内容 <ul style="list-style-type: none"> 1 種キジ飼養管理 2 人工ふ化技術等 3 キジの育成方法 4 野生化訓練方法 5 施設整備に関する内容 (飼育環境等) 	

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥については、事前調査、放鳥後の調査を行うとともに、特有の生態系を有する島嶼にあって生態系保護上悪影響を及ぼすおそれがある場合は放鳥しないこととする。

第10次計画における放鳥実績を参考に(第10次計画放鳥実績16,450羽)本計画期間内においても、キジの増加を図ることが必要と認められる地域に放鳥を行う。

また、放鳥キジは飛翔訓練を十分に実施した、短期間で野生化が望める個体を県内のキジ養殖組合から購入する。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、関係者と放鳥の実施について十分検討を行い、併せて、キジ養殖者に対する衛生管理の指導徹底や個体の健康状態確認を要請するなど迅速な対応に努める。

必要があれば、放鳥事業実施の一時的な見合わせについても検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

①放鳥計画

(第10表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	106	500	106	500	105	500
	休 猟 区	1	20	1	20	1	20
	猟 区	28	1,780	28	1,780	28	1,780
	そ の 他	10	200	10	200	10	200
	計	145	2,500	145	2,500	144	2,500

種類名	放鳥の地域	平成27年度		平成28年度		計	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	105	500	105	500	527	2,500
	休 猟 区	1	20	1	20	5	100
	猟 区	28	1,780	28	1,780	140	8,900
	そ の 他	10	200	10	200	50	1,000
	計	144	2,500	144	2,500	722	12,500

※ 県内43市町村のうち、奄美及び屋久島においての放鳥は十分検討する

②入手計画

(第11表)

種類名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
	購入	購入	購入	購入	購入	購入
キジ	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500

(3) 放獣計画

放獣については原則として実施しない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 基本方針

(1) 希少鳥獣

①対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに鹿児島県版レッドデータブックにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱うこととする。

②保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、鳥獣保護区の指定や鳥獣保護員の巡回などを通して、生息環境の保全・生息状況の把握等に努め地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

①対象種

法第2条第3項に基づき環境省令で定められた鳥獣とする。

但し、国内において本来の生息地以外に人為的に導入された種、又、個人の愛玩目的で導入された後に野外へ放鳥獣され野生化した種については、(3)に基づき管理を図るものとする。

②保護管理の考え方

生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められる場合は、法第12条に基づく「捕獲等の制限」などを行い保護管理に努める。

また、被害防止目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、必要に応じて「特定鳥獣保護管理計画」に基づく保護管理を実施する。

(3) 外来鳥獣等

①対象種

本来国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から移入された鳥獣及び、国内間においても、本来の生息地以外から導入された鳥獣を対象とする。

②保護管理の考え方

外来鳥獣においては、農林水産業又は生態系等（在来種と外来種の交雑、外来種の侵入による在来種衰退など）に係る被害が生じている、又は今後被害が予想される場合は、当該外来鳥獣の根絶又は抑制を目的とした積極的な捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の未然防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

①対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

②保護管理の考え方

個別の種ごとの調査等により、生息状況や生息環境の把握に努める。

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣又は狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可しないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑦ 「鳥獣の愛玩飼養」を目的とした捕獲を行う場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか、もしくはそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、法第7条第1項に基づき県知事が作成した特定計画に基づき、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
 - 4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
 - 5) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。
 - 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
 - 7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。
- (3) わなの使用に当たっての許可基準 ※5
わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。
- ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合
 - 1) 「くくりわな」を使用した方法での許可申請の場合は、締付け防止機能を備えたものであること。
 - 2) 「とらばさみ」を使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具(ゴム等)を装着したものであること。
 - 3) 従事者1人当たりのわな設置個数は30個以内とする。
 - ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合
「くくりわな」を使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、「よりもどし」を装着したものであること。
- (4) 許可に当たっての条件の考え方
捕獲等又は採取等の許可に当たっては、捕獲する鳥獣の種類及び生息数、捕獲する区域等を勘案し、次の条件を付すものとする。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。
- ① 捕獲期間、捕獲する区域、捕獲方法、鳥獣の種類及び数の限定。
 - ② 捕獲物の処理の実施方法。
 - ③ 捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮。
 - ④ 適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法。
- (5) 許可権限の市町村長への委譲
有害鳥獣捕獲(生活環境及び農林水産業に係る被害に限る)については、被害が恒常的で害性の強い鳥獣や、市町村においてこれまで捕獲等又は採取等の実績が多いものについては、平成13年4月1日付けで市町村へ許可権限を委譲した。
また、愛玩のための飼養の目的の捕獲については、平成12年4月1日付けで市町村へ権限委譲した。
なお、権限を市町村へ委譲したものについては、法、規則、基本指針、鳥獣保護事業計画に則した適切な業務の施行及び県に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。
- (6) 捕獲実施に当たっての留意事項
捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

※5 わなの仕様については、参考資料78～79頁に詳細図添付

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。)

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。

(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合で、許可の本来の目的や法の達成目的等に照らし合わせ、その処理方法が合理的と認められる場合には努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、次の場合にあつては、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

- ① 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと。放鳥獣の検討を行うこと。
- ② 狩猟鳥獣以外にあつては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には「飼養登録等」の手続が必要となる場合があること。
- ③ 捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上述のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(第12表)

許可権者		許可基準				
捕獲の目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
<p>(1) 学術研究</p> <p>① 研究の目的及び内容 次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。</p>	<p>理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらから依頼を受けた者。</p>	<p>必要最小限の種類又は数(羽・頭・個)。 ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽・頭・個)とする。</p>	<p>1 年以内</p>	<p>必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。</p>	<p>次の各号に掲げる条件に適合すること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されていないこと。 2) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合には、研究の目的を達成するため必要最小限と認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合においては、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。 また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開すること。</p>	<p>鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置</p>
<p>(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)</p>	<p>国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)</p>	<p>原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。</p>	<p>1 年以内</p>	<p>原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>原則として、網・わな又は手捕とする。</p>	<p>鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置</p>

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

野生鳥獣による農林水産業への被害は、近年増加傾向にあり、また、市街地等での鳥獣目撃例が多発するなど生活環境に及ぼす影響も大きく、有害鳥獣捕獲に対する住民の期待・要求は大きい。また、自然生態系に関する被害も発生しているところである。

よって、本計画期間内においても、「野生鳥獣による農林水産業被害」、「生活環境の悪化」、「人身への危害」若しくは「植生の衰退等の自然生態系の攪乱」（以下「被害等」という。）が生じている、また、そのおそれがある場合に、その防止と軽減を図る目的から有害鳥獣捕獲を行うものとする、この捕獲は原則として防除対策等によっても、その被害等が防止できない時に行うものとする。ただし、外来鳥獣においてはこの限りでない。

なお、有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関（農政部局等）との連携の下、被害防除施設の導入や整備、また、集落における未収穫物の撤去等など根本的な被害防除対策が総合的に推進・指導されるよう連絡調整にも努める。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

1) 許可の考え方

許可に当たっては、「農林水産業等への被害の状況等」、「過去の捕獲の実績」、「被害発生予察」を分析し、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに限り、次の②の許可基準により許可を行うものとする。（但し、外来鳥獣等についてはこの限りではない）

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ニホンザル、マングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の捕獲実績もごく僅少であることから、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした許可は、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上での許可にするなど特に慎重に取り扱う。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 許可しない場合の考え方

以下の場合に当たっては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が有害鳥獣捕獲ではないと判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障をおよぼすおそれのある場合。ただし、人為的に移入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域における当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保や社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で銃猟を行う場合であって、銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域における銃猟に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

- 3) 許可権限の市町村長への委譲（生活環境及び農林水産業に係る被害に限る）
被害が恒常的で害性の強い鳥獣において、これまで捕獲等又は採取等の実績が多いものについては、平成13年4月1日付けで市町村へ許可権限を委譲した。
なお、権限を市町村長へ委譲したものについては、法、施行規則、鳥獣保護事業計画に則した適切な業務の施行及び県に対する許可事務の執行及び許可に基づく捕獲の状況報告が行われるよう助言するものとする。
- 4) 有害鳥獣捕獲の実施にあたっての留意事項
有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また、事前に関係住民等への周知を図らせるとともに、「鳥獣捕獲許可証」又は「従事者証」の携帯及び捕獲許可権者が貸与する「腕章」を装着させるものとする。
- 5) 情報の収集
鳥獣の保護管理の適切な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲実施者に対し、捕獲した鳥獣の種名、日時、捕獲地点、捕獲数、性別等についての記載に加え、必要に応じてサンプルを添付させる等して、捕獲の報告を求めるものとする。
- 6) その他
生活環境及び農林水産業被害に係る有害鳥獣捕獲許可及びその事務の取扱いは、「有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」に定めるところによるものとする。
特定計画の対象地における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数との整合を図るものとする。

② 有害鳥獣捕獲許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1) 捕獲実施（従事）者^{※6}

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人であって、次の各号に該当する者とする。

- ア 有害鳥獣の捕獲等に用いようとする猟法に係る「狩猟免許」を所持していること。ただし、次の（ア）～（オ）の事項における場合の捕獲についてはこの限りでない。
- イ 有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により、他人に生じた損害に対して、賠償し得る能力を有すると認められる者であること。（狩猟災害共済^{※7}又は狩猟者保険^{※8}の加入等）
- ウ 「銃器」による捕獲を行う実施（従事）者は、1年以上の狩猟経験を有する者であること。ただし、地域事情等や正当な理由がある場合はこの限りでない。（「わな」による捕獲については、経験年数は問わない。）
- エ 被害区域を管轄する市町村に居住し、捕獲の趣旨を理解している者で、迅速な捕獲実施（従事）が可能な者であること。ただし、地域事情等や正当な理由がある場合又は国や地方公共団体が実施する場合においてはこの限りでない。

※6 参考資料 80 頁に、②1) を基本とした補足説明を掲載（一般捕獲・法人捕獲）

※7 大日猟が扱う強制加入保険（狩猟者登録時に猟友会員が加入できる保険、対人保障有り・対物保障無し）

※8 民間会社等が扱う任意加入保険（個人が加入する任意保険、対人・対物保障有り。）

(ア) 農林業者が自らの事業地内^{※9}で、「囲いわな」により農林業被害を及ぼした獣類の捕獲を行う場合。(当該事業地の産物によって収入を得ていることの証明及び捕獲によって他人に生じた損害等は自己の責任により対処することの確約が可能な場合に限る。なお、法第9条第3項のいずれかに該当するか又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合は許可しない。)

(イ) 農林業被害に関する法人に対する許可の他に、従事者の中に猟法の種類(銃器の使用を除く)。に応じた猟免許所持者が含まれる場合であって、当該法人が従事者に対し講習会や研修会を実施して、捕獲技術・安全性等が確保されていると認められ、かつ、当該免許を受けていない者が狩猟免許所持者の監督下で補助者として捕獲を行う場合。^{※10}
 (地元住民、地元猟友会、農林業者、関係行政機関等との合意形成が可能な場合に限る。なお、法第9条第3項のいずれかに該当するか又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合は許可しない。)

なお、当該免許を受けていない従事補助者が、当該免許を受けている従事者の監督下で行うことができる行為は次表のとおりとする。

区 分	条件等・内容	認められる行為
従事者	わな猟免許を所持	箱わな・囲いわなによる捕獲。
従事補助者	わな猟免許を非所持	わなの設置・撤去の補助、わな及びエサの見回り、エサの交換に限るものとする。 (箱わな・囲いわなに限る)

(ウ) 生活環境被害の防止を目的とした、狩猟者免許を受けていない者が行う捕獲においては、以下の場合に、短期間に限って許可することができるものとする。

- a 被害者自らが、住宅等の建物内に侵入した小型の鳥獣を小型の箱わな若しくはつき網又は手捕りにより捕獲する場合。
- b 被害者自らが、住宅等の敷地内(住宅集合地)における、生活環境被害を防止する目的で、敷地内に侵入した小型の鳥獣を小型の箱わな若しくはつき網又は手捕りにより捕獲する場合。

(エ) 農林水産業や生態系への被害の防止のために、国有林野関係職員が森林管理署長より任命され、捕獲等又は鳥類の卵の採取等を網又はわなにより行う場合。(但し、国有林野及び官行造林地に限る。昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通達)

(オ) 航空自衛隊の飛行場内における航行傷害防止を目的とした捕獲における場合。「飛行場における有害鳥獣駆除用銃猟の使用について」(昭和44年9月12日付 空幕運第491(90)号航空幕僚長より航空総隊司令官ほかあての通達)

※9 生産活動を行い、その産物で一定の収入を得ている土地のこと。遊休農地や荒廃地など生産活動が行われていない土地については、自己所有であっても捕獲区域として認められない。

※10 (イ)の考え方(詳細)については、参考資料81～82頁に掲載

2) 鳥獣の種類・数

- ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。
- (ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- (イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽・頭・個)とする。
- ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウの適用はしない。

3) 期間

- ア 狩猟期間中及び狩猟期間の前後15日間における許可については、狩猟期間の延長と誤認される恐れがあるため、原則、捕獲許可は行わない。
- なお、当該期間に有害鳥獣捕獲を行う必要がある時には、その理由を整理するとともに、期間や区域を制限するなど、十分に審査を行い適切に対応することとする。
- イ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

- ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。
- イ 被害等が複数市町村の行政界をまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ効率的に実施できると認められる場合は、事前に関係市町村が連携し、広域的に共同して捕獲を実施する体制を整備するよう努める。
- ウ 鳥獣保護区又は休猟区における、有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、「集団渡来地」「集団繁殖地」「希少鳥獣生息地」の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。
- エ 特定猟具使用禁止区域(銃器)における、有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可については、使用する猟具をわなに限定し捕獲を許可することができることとする。
- なお、当該区域で銃器を使用する有害鳥獣捕獲にあたっては、原則猟期と同じように禁止するが、銃器を使用しないと捕獲が困難である鳥類への使用等はこの限りでない。ただし、その理由を整理するとともに、十分審査し適切に行うこととする。
- オ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号ハからチに該当する捕獲禁止の場所(公道、神社境内、墓地)は捕獲区域から除くものとする。

5) 方法

- 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。(いわゆる「止めさし」のこと)
- なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあつては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。
- また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。
- さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

6) 鳥獣の種類ごとの許可基準 【生活環境，農林水産業に係る被害の防止】 【有害鳥獣捕獲許可】

(第13-1表)

許可権者	許可基準						被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件	
	鳥獣名	方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)			許可対象者
市町村長	ノウサギ	銃器 わな	当該市町村の必要最小限の区域	必要時 通年	原則 30日間 以内	1人当り 捕獲数 6羽又は個・頭	麦類，雑穀豆類，野菜，果樹，造林木，いも類，野菜		
	タヌキ	銃器 わな							
	アナグマ	銃器 わな							
	イノシシ <small>(イノブタを指す)</small>	銃器 わな	当該市町村の必要最小限の区域	必要時 通年	原則 60日間 以内 ※特定計画対象市町村において は，猟期及び前後15日間を除く「7ヶ月以内」	必要最小限の頭数	捕獲隊の編成 (銃器捕獲を行う場合は必須条件)	水稲，麦類，いも類，雑穀豆類，野菜，果樹，飼料作物，椎茸，タケノコ，造林木 人的被害等	
	ニホンジカ <small>(ヤクシカを指す)</small>	銃器 わな							
	ニホンザル	銃器 わな							
	マングース	銃器 わな							
	スズメ <small>(ニューウナイ，スズメを指す)</small>	銃器 網	当該市町村の必要最小限の区域	必要時 通年	原則 30日間 以内	必要最小限の羽数	捕獲隊の編成 (銃器捕獲を行う場合は必須条件)	いも類，野菜，果樹，飼料作物，雑穀豆類，家畜 水稲，麦類，雑穀豆類，飼料作物，果樹	
	ヒヨドリ	銃器 網							
	キジバト	銃器 網							
カモ類 <small>(狩猟鳥獣に限る)</small>	銃器 網						水稲，麦類，海苔，養殖魚		

許可権者	鳥獣名	許可基準						留意事項	被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	許可申請対象者			
市町村長	キジ	銃器網	当該市町村の必要最小限の区域	必要時 通年	原則30日間以内	必要最小限の羽数	【法人捕獲】 (1)国,地方公共団体(市町村) (2)法9条第8項により環境大臣の定める法人	捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	水稲, 雑穀豆類, 野菜, 飼料作物	
	カラス (ハシブトガラス・ハシボソガラス・ミヤマガラス)	銃器, 網			原則60日間以内					
	カラハト=トバト	捕獲箱			原則30日間以内					
		銃器, 網			原則60日間以内					
		捕獲箱			原則30日間以内					
	カワウ	銃器網			原則30日間以内					
地域振興局長及び支庁長等	ノヤギ	銃器 わな	必要最小限の区域	必要時 通年	原則30日間以内	必要最小限の羽数及びび頭数	【法人捕獲】 (1)国,地方公共団体(市町村) (2)法9条第8項により環境大臣の定める法人	必要時に捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	造林木等, 水稲, 野菜, 居住環境(糞害)	
	ダイサギ	銃器網			原則30日間以内					
	チュウサギ	銃器網			原則30日間以内					
	コサギ	銃器網			原則30日間以内					
	ゴイサギ	銃器網			原則30日間以内					
		銃器網			原則30日間以内					

※法人捕獲の日数については、指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	許可申請対象者	留意事項		
地域振興局長及び支庁長等	タイフンシロガシラ	銃器網	必要最小限の区域	必要時 通年	原則30日 間以内	必要最小限の羽数及び頭数	【法人捕獲】 (1)国,地方公共団体(市町村) (2)法9条第8項により環境大臣の定める法人 【一般捕獲】 (1)被害者又は被害者から依頼された者 (2)地元捕獲	必要時に捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	類似する鳥獣が害を与える農林産物, 居住環境被害(糞害, 人的被害等)	
	ウン	銃器網								
	トビ	銃器								
	オナガ	銃器網								
	コジュケイ	銃器網								
	ムクドリ	銃器網								
	アライグマ	銃器わな								
	キツネ	銃器わな								
	テン (ツシマテンに いては対象外)	銃器わな								
	イタチ・チョウセンイタチ (両方のイタチともオオスに 限る)	銃器わな								

※法人捕獲の日数については, 指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	許可申請対象者		
地域振興局長及び支庁長等	ハクビシン	銃器 わな	必要最小限の区域	必要時 通年	原則30日 間以内	必要最小限の頭数及び羽数	[法人捕獲] (1)国,地方公共団体(市町村) (2)法9条第8項により環境大臣の定める法人	必要時に捕獲隊の編成(銃器捕獲を行う場合は必須条件)	被害農林水産物等 類似する鳥獣が害を与える農林産物, 居住環境被害(糞害, 人的被害等)
	ノイヌ	銃器 わな, 網							
	ノネコ	銃器 わな, 網							
知事	上記以外で環境大臣以外の狩猟鳥獣	法令で禁止されている猟具以外の猟具を使用する	必要最小限の区域	必要時 通年	原則30日 間以内	必要最小限の頭数及び羽数	[一般捕獲] (1)被害者又は被害者から依頼された者 (2)地元捕獲		
	外来鳥獣 (移入鳥獣)	捕獲の目的を達成するため必要と思われる方法, 区域, 時期, 期間, 員数とする。							

※法人捕獲の日数については, 指示書の捕獲期間と読み替えるものとする。

7) 鳥獣の種類ごとの許可基準【生態系に係る被害の防止】〔有害鳥獣捕獲許可〕

(第13-2表)

許可権者	鳥獣名	許可基準				許可対象者	備考	
		方法	区域	時期	日数			
知事	外来鳥獣等 (移入鳥獣)	捕獲の目的を達成するため必要と思われる方法, 区域, 時期, 期間, 員数とする。				1人当り捕獲数 (羽又は個・頭)	留意事項	①国 ②地方公共団体 ③法第9条第8項の環境大臣の定める法人 ④上記①～③の者から依頼を受けた者 ※外来鳥獣等とは, 第四1(3)(21イ)のこと

(4) 鳥獣の適正管理の実施

関係市町村及び農林水産業者等関係者に対し、有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合性を図り、適切かつ効果的な実施体制を整備するよう指導するものとする。

① 捕獲隊の編成

ニホンジカ、イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊^{※12}(有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するよう努め、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るものとする。

その際、高齢化等に対応する新たな捕獲体制の確立が必要であることから、従来の取組に加え、市町村又は農林業団体の職員等広域で活動する専門的な捕獲従事者を新たな捕獲の担い手として育成する取組などを推進するものとする。

一方で、有害鳥獣捕獲活動中の事故などの予防対策も必要であることから、捕獲隊員には、技術の優れた者を優先して選定するなど考慮し、また、技術の継承を図る目的からも経験の浅い者は熟練者と同じ隊へ編成するなど配置に十分配慮するものとする。

特に、法人による予察捕獲のための有害鳥獣捕獲については、捕獲隊を編成することが要件であることから、必要に応じ関係機関との連絡調整を行うものとする。

なお、当該市町村内で捕獲隊の編成数が不足する場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成することができることとし、その実施者の養成・確保にも併せて努めるものとする。

捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

■ 獣類 6種, 鳥類 7種 (第15表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
ニホンジカ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
ニホンザル	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
ノウサギ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
タヌキ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
アナグマ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
スズメ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
カラス	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
ヒヨドリ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
カラハト(トバト)	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
カモ類 <small>(狩猟鳥獣に限る)</small>	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
キジ	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	
キジバト	左記の対象鳥獣が生息する県下全域	

※12 捕獲隊は捕獲効果の向上と危険防止のため、「法人」「一般」を問わず編成し、できるだけ単独ではなく共同捕獲を行うものとする。(特に「イノシシ」「ニホンジカ」「ニホンザル」「カラス」は単独による捕獲は困難かつ、様々な事案発生が想定されるため、共同による捕獲を実施するよう努める)

② 関係者間の連携強化

県鳥獣被害対策連絡会において、庁内関係課等（農村振興課，経営技術課，農地整備課，農業開発総合センター，自然保護課，森林整備課，森林技術総合センター）は連携を図り，関係する行政機関等が一体となった地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。また，各地域においても有害鳥獣捕獲を円滑に実施するため，各地域振興局，各支庁，市町村，農業協同組合，森林組合，猟友会等で構成される連絡協議会の設置に努めるよう助言することとする。

③ 隣接県との連携

県境を越えて生息分布するイノシシ・ニホンジカについて，隣接県と情報交換，連絡調整を行い相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施する。

④ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては，必要に応じ，鳥獣の出現状況の把握・連絡，防護柵等防除技術の普及，追い払い等の防止対策を行う体制の整備，効果的な取組事例の紹介，被害実態等の県民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

- (1) 許可対象者：前項4「鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合」に準じる。
- (2) 鳥獣の種類・数：捕獲等又は採取等の数は，特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽，頭，個）とする。
- (3) 期間：1年間以内。（年度内に限る）
- (4) 区域：特定計画の対象区域であって，必要最小限の区域とする。
- (5) 方法：前項4「鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合」に準じる。

(6) 特定鳥獣の適正管理の実施

① 方針

野生鳥獣は，生態系を構成するうえで重要な構成要素であるが，近年では突出してその生息数が増加している種も見受けられる。増えすぎた野生鳥獣による農林業被害や生活環境へ与える被害を軽減する上で，鳥獣の適正管理が重要であることから，本県ではニホンジカ，ヤクシカ及びイノシシについて「特定鳥獣保護管理計画」を策定し，個体数調整に効果的な防除方法等や鳥獣の適正管理に努めているところである。

② 防除方法の検討，個体数管理の実施等の計画

(第16表)

対象鳥獣名	防除方法等（対策）の検討・個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ	<p>これまでの生息状況調査結果によると，シカが高密度に分布する地域が確実に存在する一方で，餌場を求めるシカの分散化が進みつつあると報告され，特に，他県に隣接した九州脊梁山地地帯にその傾向が見られることから，隣接県との連携が今後必要である。</p> <p>このような背景から農林業被害地域における被害防除，保護管理等の総合的な対策を講じるとともに，特定鳥獣保護管理計画策定後の捕獲における規制緩和等の取組みを推進し，捕獲圧を高め，個体数の調整を図る。</p> <p>なお今後も，適切な保護管理を図るため，捕獲数管理のための有害鳥獣捕獲実施状況調査・狩猟実施状況調査・糞粒法による生息状況調査等のモニタリングを継続し，当該計画に反映させることとする。</p>	
ヤクシカ	<p>屋久島に生息しているヤクシカ<small>(ニホンジカ亜種)</small>においては，県本土と同じように農林業被害を与えているところであるが，特に世界遺産地域を含む島内各地に分布する希少植物の食害は深刻であり，生態系保護の観点からも積極的な個体数調整が必要な獣類である。</p> <p>基本的にはニホンジカと同じく，適切な保護管理を目的とした有害鳥獣捕獲を町・国連携のもと行うこととする。</p> <p>なお，捕獲数管理のための有害鳥獣捕獲実施状況調査・狩猟実施状況調査・糞粒法による生息状況調査等のモニタリングを継続し，特定計画に反映させることとする。</p>	(特定鳥獣保護管理計画は平成24年4月1日策定)
イノシシ	<p>イノシシにおいては，農産物被害が依然として高い水準で推移していることから，農政部局と連携し，防除対策の徹底・周知を進め，保護管理等の総合的な対策を講じていくこととする。</p> <p>また，特定鳥獣保護管理計画に基づき<small>(熊毛郡では生息が確認されていないことから対象外)</small>，狩猟期間の延長，捕獲における規制緩和等の取組みを推進していく。</p> <p>なお今後も，適切な保護管理を図るため有害鳥獣捕獲実施状況調査，狩猟実施状況調査等のモニタリングを継続するとともに当該計画に反映させることとする。</p>	

6 その他特別の事由の場合

「3 学術研究を目的とする場合」、「4 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合」、「5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合」以外での捕獲については，下記表のとおりとする。

(第17表)

捕獲の目的	許可権者	許					可			準	
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	備考		
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	振興局長等	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)	必要最小限の種類	必要と認められる員数	1年以内	申請者の職務上必要と認められる区域	原則として，法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし，他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は，この限りではない。				
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	振興局長等	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)，鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要最小限の種類	必要と認められる員数	1年以内	申請者の必要と認められる区域	原則として，法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし，他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は，この限りではない。				
(3) 博物館，動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館，動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限	6カ月以内	原則として，規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要と認められる場合はこの限りではない。	原則として，法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし，他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は，この限りではない。				
(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で，放鳥を目的とする養殖の場合には放鳥予定地の個体	必要最小限	6カ月以内	原則として，規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし，特に必要と認められる場合はこの限りではない。	原則として，わな・網・手捕とする。				

(第17表)

捕獲の目的	許可権者	許 可					基 準			留意事項	備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法				
(5) 鵜飼漁業への利用	知事	鵜飼漁業者又はこれらから依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限	6カ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイままでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。	手捕。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない場合はこの限りでない。				
(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事(現在まで継続的に実施されたものに限る)の関係者又はこれら関係者から依頼を受けた者	必要とする鳥類。	必要最小限(捕獲後の処置を放鳥とする)	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイままでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。				
(7) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	知事	案件ごとに判断(事前審査等により適切であるか判断)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。		

7 鳥類の飼養登録

本計画より「愛玩飼養を目的とした捕獲許可」は行わないことから、新規の飼養登録は行わないこととする。

ただし、以前に捕獲許可を取得して飼養登録されている個体については、終生飼養を行うことができることとするが、鳥獣の違法な飼養が依然として見受けられる事に鑑みて、以下の点に留意し、個体管理のための足環の装着等が適正に行われるよう努める。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体は、羽毛の光沢や紅彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認し、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。^{※13}
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- (4) 平成23年度までに愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合は、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにする。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養がおこなわれないよう適正な管理に努めるものとする。

8 販売禁止鳥獣等

- (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること
- ② 捕獲したヤマドリが食用品として、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

- (1) 方針

銃猟及びわな猟に伴う危険の予防又は静穏の保持のための特定猟具使用禁止区域の指定については、都市化の進展、市街地の拡大を含む居住環境の変化、住民に危険が及ぶと予想されるような新たな地域の発生や鳥獣の生息状況の変化などに応じ、適切かつ柔軟に対応して指定にあたるものとする。

なお、特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域の対象とするものとする。

- ① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している区域、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所、及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりを持って集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域。

- ② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する区域（社寺境内及び墓地）

- ③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域。

^{※13} 鳥の寿命は正確に判明されていないが、山科鳥類研究所が標識放鳥し経過を観察調査したところ、マジロ6年11ヶ月、ホジロ6年6ヶ月生存した個体の記録が残っている。よって10年以上飼育している個体は取扱いに注意する

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画
(単位：h a, 箇所)

(第18表)

種類	単位 区分	既特定猟 具使用禁 止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域				本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	108	12	6	4	13	41						0
	面積	48,124	1,318	1,711	758	1,540	8,120						0
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	箇所	108	12	6	4	13	41						
	面積	48,124	1,318	1,711	758	1,540	8,120	0	0	0	0	0	0

種類	単位 区分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域				本計画期間に廃止又は期間満了に より消滅する特定猟具使用禁止区域				計画期 間中の 増減 ※1	計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域 ※2	備考	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	24年度	25年度	26年度				27年度
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所				0	12	4	13	6	41	±0	108	
	面積				0	1,403	758	1,540	2,793	8,205	△85	48,039	野田南部
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	箇所	0	0	0	0	12	4	13	6	41	±0	108	
	面積	0	0	0	0	1,403	758	1,540	2,793	8,205	△85	48,039	

※1 箇所：B-E 箇所：A+B-E
面積：B+C-D 面積：A+B+C-D-E

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第19表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	指定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考	指定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	
平成24年度	鹿児島市	① 高野原	55	H24.11.1～H34.10.31	鹿児島振興局再指定	—	—	—	—	
	日置市	② 吹上浜	250	H24.11.1～H34.10.31	鹿児島振興局再指定	—	—	—	—	
	鹿児島市	③ 賦合	43	H24.11.1～H34.10.31	鹿児島振興局再指定	—	—	—	—	
	薩摩川内市	④ 祁答院ゴルフ場	155	H24.11.1～H34.10.31	北薩振興局再指定	—	—	—	—	
	薩摩川内市	⑤ 市比野	144	H24.11.1～H34.10.31	北薩振興局再指定	—	—	—	—	
	薩摩川内市	⑥ 寺山牧場	64	H24.11.1～H34.10.31	北薩振興局再指定	—	—	—	—	
	薩摩川内市	⑦ 藤川天神	16	H24.11.1～H34.10.31	北薩振興局再指定	—	—	—	—	
	出水市	⑧ 唐笠木	48	H24.11.1～H34.10.31	北薩振興局再指定	—	—	—	—	
	出水市	⑨ 米ノ津川	164	H24.11.1～H34.10.31	北薩振興局再指定	—	—	—	—	
	出水市	⑩ 野田町南部	129	—	北薩振興局期間満了	—	—	—	—	
	出水市	⑪ 高尾野中部	44	H24.11.1～H34.10.31	北薩振興局新規指定※14	—	—	—	—	
	始良市	⑫ 蒲生	125	H24.11.1～H34.10.31	始良・伊佐振興局再指定	—	—	—	—	
	伊佐市	⑬ 川北	210	H24.11.1～H34.10.31	始良・伊佐振興局再指定	—	—	—	—	

※14 参考資料73に指定地詳細を掲載

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	指定猟具使用禁止区域所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備考	指定猟具使用禁止区域所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	
計		1 3 箇所	1,447							
平成 25 年度	南九州市	⑭ 手藁	179	H25.11.1～H35.10.31	南薩振興局再指定					
	さつま町	⑮ 県立北薩広域公園	115	H25.11.1～H35.10.31	北薩振興局再指定					
	鹿屋市	⑯ 井神島	190	H25.11.1～H35.10.31	大隅振興局再指定					
	垂水市	⑰ 城山	67	H25.11.1～H35.10.31	大隅振興局再指定					
	志布志市 大崎町	⑱ 草ノ丘いこいの森	420	H25.11.1～H35.10.31	大隅振興局再指定					
	鹿屋市	⑲ 大隅自然休養林	740	H25.11.1～H35.10.31	大隅振興局再指定					
計		6 箇所	1,711							
平成 26 年度	南さつま市	⑳ 益山	61	H26.11.1～H36.10.31	南薩振興局再指定					
	南さつま市	㉑ 小湊干拓	103	H26.11.1～H36.10.31	南薩振興局再指定					
	始良市	㉒ さえずりの森周辺部	82	H26.11.1～H36.10.31	始良・伊佐振興局再指定					
	鹿屋市	㉓ 鹿屋中央	512	H26.11.1～H36.10.31	大隅振興局再指定					
計		4 箇所	758							

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	指定猟具使用禁止区域所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積(ha)	指定期間	備考	指定猟具使用禁止区域所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	
平成27年度	南さつま市	㊸皮籠石・小湊干拓	21	H27.11.1～H37.10.31	南薩振興局再指定	—	—	—	—	
	出水市	㊹高尾野川中部	189	H27.11.1～H37.10.31	北薩振興局再指定	—	—	—	—	
	湧水町	㊺鹿児島刑務所	263	H27.11.1～H37.10.31	始良・伊佐振興局再指定	—	—	—	—	
	伊佐市	㊻十曾	66	H27.11.1～H37.10.31	始良・伊佐振興局再指定	—	—	—	—	
	肝付町	㊼叶岳	132	H27.11.1～H37.10.31	大隅振興局再指定	—	—	—	—	
	鹿屋市	㊽高隈ゴルフ場	232	H27.11.1～H37.10.31	大隅振興局再指定	—	—	—	—	
	鹿屋市	㊾鹿屋航空基地	160	H27.11.1～H37.10.31	大隅振興局再指定	—	—	—	—	
	鹿屋市	㊿鹿屋体育大学	82	H27.11.1～H37.10.31	大隅振興局再指定	—	—	—	—	
	肝付町	㊽板ヶ山下崩	39	H27.11.1～H37.10.31	大隅振興局再指定	—	—	—	—	
	大崎町	㊽野方水之谷	295	H27.11.1～H37.10.31	大隅振興局再指定	—	—	—	—	
	天城町	㊽上名道森林公園	27	H27.11.1～H37.10.31	大島支庁再指定	—	—	—	—	
	奄美市	㊽須野ダム	20	H27.11.1～H37.10.31	大島支庁再指定	—	—	—	—	
	奄美市	㊽節田	14	H27.11.1～H37.10.31	大島支庁再指定	—	—	—	—	

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	指定猟具使用禁止区域所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考	指定猟具使用禁止区域所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	
計		1 3 箇所	1,540							
平成 28 年度	鹿児島市	㊸上西之谷	79	H28.11.1～H38.10.31	鹿児島振興局再指定					
	指宿市	㊹鏡池	30	H28.11.1～H38.10.31	南薩振興局再指定					
	始良市	㊺始良南部	1,576	H28.11.1～H38.10.31	始良・伊佐振興局再指定					
	始良市	㊻加治木南部	720	H28.11.1～H38.10.31	始良・伊佐振興局再指定					
	霧島市	㊼高松	374	H28.11.1～H38.10.31	始良・伊佐振興局再指定					
	伊佐市	㊽十層郷土の森	14	H28.11.1～H38.10.31	始良・伊佐振興局再指定					
計		6 箇所	2,793							
合計		4 2 箇所 ⁴¹ [箇所]	8,249	[本計画期間で指定する区域] [面積は 8,249 - 129 = 8,120ha]						

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第 35 条第 1 項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

3 猟区の指定

(1) 方針

現在本県では猟区の指定は無いところであるが、今後、猟区指定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町村・猟友会等と検討する。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

① 指定に関する基本的な考え方と経緯

本県では、鉛散弾による水鳥等の鉛中毒事故防止を図る目的から、出水干拓地域指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）を、第 9 次計画期間中に設定している。

なお、指定期間については、国の基本指針や通達等に準じ、終期は設定せず、当分の期間指定を継続するものとする。

② 今後の指定方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関・土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定をするものとする。

また、鉛製散弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関・土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて新たな指定猟法禁止区域の指定を行うものとする。

③ 指定猟法禁止区域内での許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可できるものとする。

④ 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付するものとし、適正に取り扱うものとする。

(2) 指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）の指定内訳

現在指定している地域は次の内訳表のとおりである。

今後、これまでの指定状態を基本的にそのまま維持し、新規指定については地域における合意形成に基づき柔軟に対応するものとする。

(第 20 表)

指定年度	所在地	名称	指定面積 (h a)	指定期間	備考
平成 16 年度	出水市	出水干拓地 指定猟法禁止区域	1,350	H16.4.1～ 終期を定めない	

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理・生息環境管理及び被害防除対策等の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進しながら、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図るほか、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

本県では、ニホンジカとイノシシについて特定鳥獣保護管理計画を策定し、猟期の延長や規制緩和等を行うことにより、個体数を適正頭数へ導き保護管理に努めている。

なお、その他の鳥獣についても、必要に応じて特定計画の策定を検討できるものとするが、策定に当たっては、被害状況の整理や科学的根拠を整理するなど、適正な実施となるよう調整を図るものとする。

(第21表)

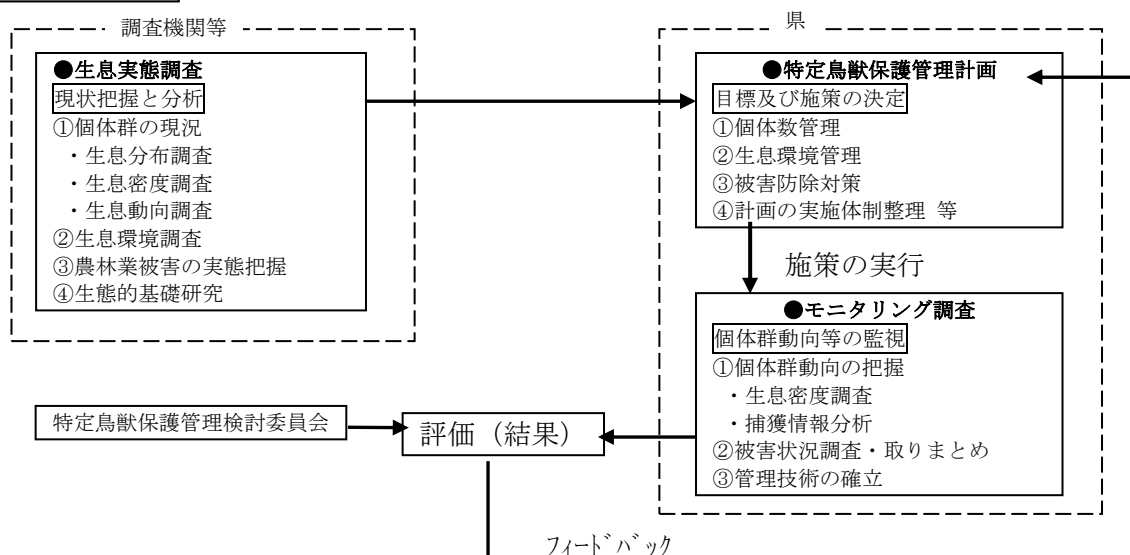
作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H24	農林業被害の軽減 個体群の安定的維持	ニホンジカ	H24.9.1～ H29.3.31	県内の以下の市町村 (薩摩川内市、さつま町、阿久根市、出水市、伊佐市、鹿児島市、日置市、いちき串木野市、さつま町、霧島市、湧水町、始良市、西之表市、中種子町)	第4期 計画
H28	生態系被害の軽減 農林業被害の軽減 個体群の安定的維持	ヤクシカ	H24.4.1～ H29.3.31	屋久島町（口永良部島を除く）	第2期 計画
H24	農林業被害の軽減 個体群の安定的維持	イノシシ	H24.9.1～ H29.3.31	県内全域 (但し、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、知名町、和泊町、与論町を除く)	第2期 計画

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するためモニタリング調査を毎年実施し、次年度の計画に適切に反映させるよう努める。

また、毎年度行う被害調査や生息密度調査の結果を、学識者や研究者からなる検討委員会に報告するとともに、その結果を特定計画にフィードバックさせ、適切な保護管理を図るうえで必要な場合は、特定計画の変更についても行うよう努めるものとする。

イメージ図（参考）



第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する野生鳥獣の実態の把握と保護管理の基礎資料とするため、関係団体等の協力を得て、「鳥獣保護対策調査」「鳥獣保護区等の新規指定・管理等調査」「狩猟対策調査」「有害鳥獣対策調査」を必要に応じて行うよう努めるものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

野生鳥獣保護管理の基礎資料とするため、必要時に、次のとおり調査を行う。

(2) 鳥獣生息分布調査及び希少鳥獣等保護調査

これまでの調査結果を踏まえ、希少鳥獣等保護調査及びガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査を実施し、生息分布及び生態などについて把握する。

(第22表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
県内生息希少野生鳥獣	H24 ～ H28	①目的 レッドデータブック改訂のためのフォローアップ調査 ②種類 鳥獣生息分布調査 ③方法 現地調査・文献調査	県内一円	必要時期
ガン・カモ・ハクチョウ類	H24 ～ H28	地域、時間等を定めカウント方法によるセンサス調査を行う。 なお、広域的な保護管理が求められているカワウについても、同様に調査を行う。	県内一円 (県内の河川・湖沼・干拓地、環境省より指定)	1月上旬

3 鳥獣保護区等の新規指定・管理等調査

(第23表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
今回、指定の(更新を含む)鳥獣保護区	H24 ～ H28	➤ 生息環境及び分布調査の実施 ●ルートセンサス法 ●既存文献調査	

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息状況を調査し、関係研究機関・関係団体との連携を図りつつ狩猟の適正化に資するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

狩猟鳥獣生息調査は、キジ(野生)・ヤマドリを対象とし、狩猟者から捕獲又は出会い(目撃情報)の報告を位置情報毎に、個体の性別、年月日など必要事項の報告を受け取りまとめ、県内分布状況の参考とする。

特に、ヤマドリ・キジ(ともにメス)については、捕獲禁止措置に関わる資料として、重要であることから、その結果は環境省へも報告するものとする。

(第24表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法・調査内容	備考
ヤマドリ キジ	H24～H28	猟期前に行う、出猟者への説明会及び登録証の交付時等に調査票を配布し、出猟者へ依頼する。	

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥効果測定調査は、毎年度実施する養殖キジに対して行う。

標識である足環の装着は、放鳥事業を受託したキジ生産者に依頼し、位置情報毎の放鳥数や放鳥個体毎の標識番号を取りまとめて整理し、狩猟における占有率・生存率の参考とする。

(第25表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ (養殖放鳥)	H24～H28	年 2,500羽 5年間 12,500羽	足環	年 2,500個 5年間 12,500個	養殖キジに足環を装着して放鳥し、狩猟等による回収から、放鳥の効果を測定する。	

(4) 狩猟実態調査

狩猟者に、捕獲位置情報（5km又は1kmメッシュ図）の提供を依頼し、捕獲個体数・捕獲個体性別・捕獲年月日・又は出会い数等の実態報告を受けて取りまとめ、生息密度や生息分布の状況を把握するための参考値とする。

特に、本県で狩猟による捕獲等を禁止しているキツネについては、目撃情報等を取りまとめ、次期捕獲禁止措置を検討するための指標とする。

(第26表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法・調査内容	備考
ニホンジカ (ヤクカ含む) イノシシ (イブタ含む) キツネ キジ	H24～H28	捕獲については、狩猟者が出猟時捕獲した鳥獣の性別・捕獲日・捕獲数を返納する狩猟者登録証への記入。 出会い数については、狩猟者必携巻末にある調査様式に上述と同様の内容を記入し県の機関へ提出する。	キツネについては、現在H23.11.1～H28.10.31まで捕獲禁止であるので、出会い数調査のみ。 また、日常の目撃情報は通年対応。

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境・農林水産業被害又は生態系に係る被害を及ぼす有害鳥獣対策調査は、鳥獣の生息状況及び被害状況を勘案し、必要に応じ実施するものとする。

(2) 有害鳥獣対策調査

有害鳥獣の中でも特に、ニホンジカ及びイノシシについては、本県が作成する特定鳥獣保護管理計画の指標として必要であることから、毎年度実施する。

(第六 特定鳥獣保護管理計画に関連するため、特に調査は必要である。)

(第27表)

対象鳥獣	調査年度	調査方法・調査内容	備考
ニホンジカ (ヤクカ含む)	H24～H28	<ul style="list-style-type: none"> 糞粒法による生息密度調査 サンプル（下顎）回収による捕獲個体の解析 捕獲個体の記録（妊娠の有無等） 被害状況調査 	
イノシシ (イブタ含む)	H24～H28	<ul style="list-style-type: none"> 生息状況調査 被害状況調査 	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容や鳥獣の生息状況及び地域の狩猟者数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修等を行い、専門的知識の向上を図るよう努めるものとする。

特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国・大学等の学識者へ協力依頼を行うなど関係機関の活用等を検討するものとする。

また、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を、農政部局をはじめとした関係機関と連携して行うよう努めることとする。

(2) 設置計画

(第28表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁	2	2	4	2	2	4	鳥獣保護区の指定及び管理，特別保護地区工作物設置等の許可，鳥獣生息調査，傷病鳥獣の救護，鳥獣保護思想の普及啓発，鳥獣各許可（学術等），休猟区・特定猟具使用禁止区域の指定，指定猟法禁止区域の指定，狩猟免許試験・更新，狩猟者登録（県外），有害鳥獣捕獲許可，狩猟鳥獣の捕獲禁止事務
環境林務部自然保護課 野生生物係	2	2	4	2	2	4	
地域振興局等		13	13		13	13	鳥獣保護区・休猟区・特定猟具使用禁止区域の指定・管理等，鳥獣生息調査，鳥獣保護員，傷病鳥獣救護，狩猟取締り等，狩猟免許試験・更新，狩猟者登録（県内），鳥獣捕獲許可（個体数調整・行政事務の遂行目的による捕獲・傷病鳥獣の保護による捕獲）
鹿児島地域振興局 農林水産部 林務水産課		2	2		2	2	
南薩地域振興局 農林水産部 林務水産課		2	2		2	2	
北薩地域振興局 農林水産部 林務水産課		2	2		2	2	
始良・伊佐地域振興局 農林水産部 林務水産課		2	2		2	2	
大隅地域振興局 農林水産部 林務水産課		2	2		2	2	
熊毛支庁 農林水産部 林務水産課		1	1		1	1	
熊毛支庁 屋久島事務所 農林普及課		1	1		1	1	
大島支庁 農林水産部 林務水産課		1	1		1	1	
合計	2	15	17	2	15	17	

(3) 研修計画

(第29表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護及び狩猟行政担当者会議	本庁	4	1	県全体	17	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・鳥獣保護法令の基本的事項 ・鳥獣保護区等の狩猟制限制度 ・鳥獣保護行政実務知識一般	地域振興局等職員
市町村鳥獣保護行政担当者研修会	県地域振興局等	5～6	1	地域振興局単位	60	振興局管内の市町村へ権限委譲されている事務の修得並びに鳥獣保護及び狩猟行政事務全般の周知徹底を目的とする。 ・鳥獣保護法令の基本的事項 ・鳥獣保護区等の狩猟制限制度 ・鳥獣飼養指導取締等鳥獣保護行政一般	市町村職員
九州各県鳥獣行政担当者会議	九州各県	11～1	1	九州ブロック	2	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥獣保護及び狩猟制度の習熟 ・各県における鳥獣行政に関する問題点の検討 ・その他、意見交換	鳥獣行政担当者
野生生物研修	環境省	6	1	全国	1	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥獣保護及び狩猟制度の習熟 ・鳥獣の生態と調査 ・司法警察員制度等	鳥獣行政担当者
野生鳥類に関する研修(事故・感染症)	環境省	9	1	全国	1	鳥獣保護及び狩猟行政に関する識見の向上、業務遂行に必要な専門知識の習得を目的とする。 ・関係法令の習熟 ・鳥インフルエンザ対応マニュアル	鳥獣行政担当者

2 鳥獣保護員

(1) 方針

① 鳥獣保護員の任命について

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、その配置に当たっては鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及啓発状況等を勘案し適切に行うものとする。

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握や被害等の発生状況も踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の適切かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。また、狩猟者は、狩猟活動を通じて鳥獣の目撃及び捕獲情報の提供や個体数管理の協力等、鳥獣の保護管理の担い手として大きな役割を担っており、その責務の重要性について、狩猟者の意識・自覚の高揚に努める。

その一方で、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が進行しているため、県猟友会等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者増加のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

(2) 研修計画

(第33表)

名称	主催	時期	回数/年	対象	内容	備考
野生鳥獣保護管理に関する研修	県	狩猟免許更新時	1回	狩猟免許所持者	野生鳥獣の保護管理について	
捕獲技術研修会	県	通年	1回	市町村職員 狩猟免許所持者等	鳥獣ごとの捕獲技術に関する研修	

(3) 狩猟者の減少防止対策

農林業者や市町村職員等を対象に、わな免許を新規取得するよう啓発に努める。また、既免許所持者への対応として、更新者等が受験しやすいよう、日曜日開催とするなど柔軟な対応を検討し、免許所持者の減少防止にも努めることとする。

ア 狩猟免許（新規取得） 実施回数 14回以上（各振興局等単位で概ね2回開催する）

イ 狩猟免許更新講習会 実施回数 17回以上（各振興局等単位で概ね2回、県庁は必要回数）

4 取締り

(1) 方針

「鳥獣密猟の取締り」、「違法捕獲・飼養の取締り」、「狩猟事故・狩猟違反行為の取締り」については、必要に応じて、警察当局や鳥獣保護員、関係市町村職員と協力して、迅速かつ適正な取締りを実施するとともに、事故・違反の根絶に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第34表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
野鳥の違反捕獲防止を目的とした広報活動	←→													市町村公報誌等による広報活動の実施
野鳥の違反捕獲防止を目的とした巡視活動	←→													集中巡視を鳥獣保護員に指示を行う(繁殖期)
違法飼養の確認等、巡回指導取締り(随時)	←→												県民による情報提供から、警察等と連携し対応	
狩猟期間における取締り等														解禁日(11/15)は警察機関等と一斉パトロール実施。また、無登録者・日の出前・日没後の銃器使用取締り、猟期の前後(期間)
有害鳥獣捕獲の指導・取締り	←→												原則、有害鳥獣捕獲は猟期前後15日間には行わない	

5 必要な財源の確保

狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

第九 その他

1 狩猟の適正管理

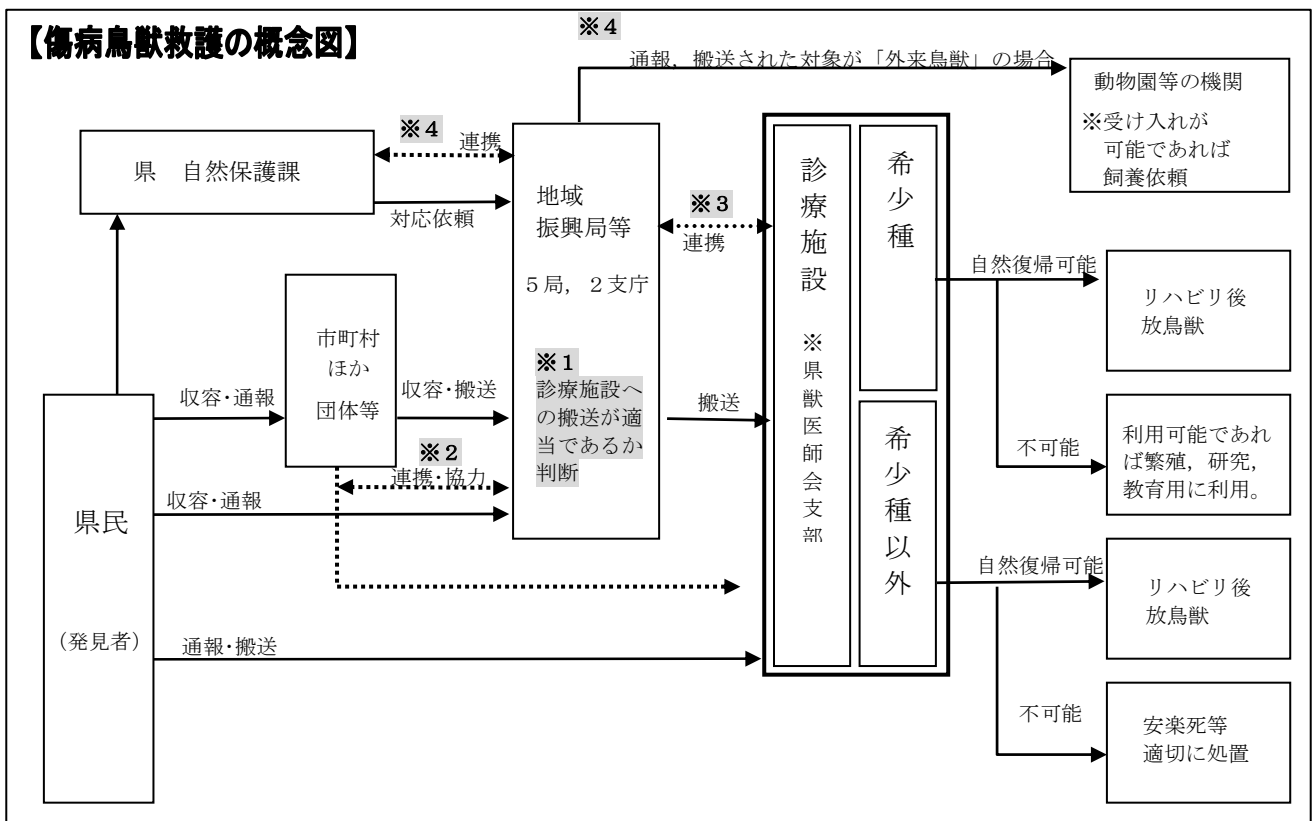
狩猟鳥獣の種類，区域，期間又は猟法の制限，狩猟者の登録数の制限，狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより，地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

2 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 傷病鳥獣の保護体制

傷病鳥獣の保護については，県獣医師会に所属する県内各地の指定診療施設で，治療・サポートが受けられる体制を整備している。

体制については，以下のとおり。



●留意事項

- ※1 有害鳥獣として捕獲対象となっている鳥獣（本計画書 P32～P35 に示す有害鳥獣捕獲許可対象）及び外来鳥獣は傷病鳥獣としての救護は行わない。
対象外である鳥獣の保護要請を希望する県民（発見者）への対応は，県内の生物多様性の保全と適切な鳥獣保護管理を保つため個体数の調整が不可欠な場合があること，外来鳥獣等が引き起こす各種問題を勘案し教育的見地から受け入れてない旨の説明を行い，理解を得る対応とする。
- ※2 診療施設の搬送については，様々なケースが想定されるため，特に市町村と県機関において協力・連携を図るよう努める。
- ※3 県民（発見者）から通報又は直接搬送された鳥獣が外来鳥獣等である場合は，安楽死を原則とすることから診療施設と連携を図り適切な対応をとる。
- ※4 外来鳥獣等は原則，安楽死による対処とするが，動物園等の施設が終生飼養可能である場合はこの限りでない。判断に迷う場合は，自然保護課との連携により対処するものとする。

※外来鳥獣等とは，第四 1 (3) (21 号) のことを指す

(2) 傷病鳥獣救護の基本的な考え方

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 傷病鳥獣の救護・搬送にあたっては、地域振興局等職員による直接的な活動、自然保護関係ボランティア団体や市町村職員との協力連携、傷病鳥獣を発見した県民（情報提供者）の善意等から成り立つものとし、救護・搬送の役割は限定せずに、状況に応じた対応ができるものとする。
- ② 救護・搬送にあたっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ対応にあたることとするが、有害鳥獣として捕獲対象となっている鳥獣及び外来鳥獣については対象としない。
- ③ 雛及び出生直後の幼獣は、近辺に親が存在している状況も考えられることから、傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないように正確な情報を県民に対し周知徹底する。

(3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 収容にあたっては、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令に基づき、法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行うよう診療施設の関係者と連携することとする。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行うこととする。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討するものとする。
- ③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続きを経た上で終生飼養が可能な場合はこの限りではない。
- ④ 高病原性鳥インフルエンザに感染した疑いがある鳥獣類、または、隣接県もしくは県内で高病原性鳥インフルエンザが発生している時期に収容された鳥獣類は、診療施設に搬送せず、隔離収容又はできる限り苦痛を与えない方法で致死等の処置をとることとする。
※15
- ⑤ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の事情に応じて、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の処置をとることとする。

3 感染症対策と対応

(1) 対策の基本方針

収容個体は、速やかに隔離し必要な検査を行うとともに、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に基づき、適切に対処する。

また、鳥獣への感染拡大や人への感染を防止するため、衛生管理には十分に留意し、必要な情報開示を行うものとする。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政部局等と調整し、適切な対応にあたる。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症・家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアへ必要に応じて、衛生管理等に関する研修等を行うこととする。

※15 参考資料 77 に詳細（鳥インフルエンザ検査基準）を掲載

(2) 対応について ※16

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を以下のとおり整備するよう努めるものとする。

- ア 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家きんへの影響が大きいことから、環境省が示す「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農政部局等と連携・調整し適切な対応に努める。
- イ 高病原性鳥インフルエンザの発生時期における野鳥との関わりや接し方等を、県のホームページ等を用い県民へ情報提供し、不安や混乱が生じないよう必要な公報、周知を行うよう努める。

4 安易な餌付けの防止

野生鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害の増加、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大など、生態系や鳥獣保護管理への影響を多大に生じさせるおそれがあるため、安易な餌付けの防止に努めるとともに、県民への普及啓発を積極的に推進するものとする。

その際には、以下の点について留意するものとする。

- (1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
- (2) 観光地等へ、鳥獣への餌付け行為を自粛させるための標識設置や、チラシ・リーフレット等を作成・配布するなど、関係市町村と必要に応じて連携し、普及啓発に努める。
- (3) 関係機関と連携し、生ゴミや未収穫作物等の残置された不適切な管理用地、耕作放棄地など、結果として餌付けとなる行為の防止について普及啓発を行う。

※16 参考資料 76 頁に鳥インフルエンザを例とした概念図を掲載

5 鳥獣保護思想の普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及啓発

愛鳥週間を中心に、愛鳥ポスターコンクール等を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を行うとともに、市町村・学校関係・日本野鳥の会・県猟友会を初めとする関係団体・NPO等との協力体制の整備をより一層図るものとする。

また、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることや、外来鳥獣等対策の必要性についての理解を求めるなど、教育的な見地も踏まえて普及啓発を図るよう努める。

(2) 事業の年間計画

(第35表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間行事 (展示)	←→													県内施設に掲示、表彰式(式典)開催
愛鳥週間用 ポスターコンクール(募集)									←→					県内小・中学校、高校から募集、審査
普及啓発機材の 整備、活用	←→													一般県民 (図書、展示品等)
愛鳥モデル校 指導	←→													指定小・中学校を対象

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第36表)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(愛鳥週間行事) 鹿児島県 愛鳥作品コンクール(県主催)	▶ 愛鳥週間作品コンクール (表彰式) かごしま県民交流センター (展示) 2会場 受賞愛鳥ポスターの掲示	▶ 愛鳥週間作品コンクール (表彰式) かごしま県民交流センター (展示) 2会場 受賞愛鳥ポスターの掲示	▶ 愛鳥週間作品コンクール (表彰式) かごしま県民交流センター (展示) 2会場 受賞愛鳥ポスターの掲示
(鳥獣保護実績発表大会) 実績発表大会(国主催)	学校又は団体の推薦	学校又は団体の推薦	学校又は団体の推薦
(全国野鳥保護の集い) 野生生物保護功労者表彰	個人、学校又は団体の 推薦	個人、学校又は団体の 推薦	個人、学校又は団体の 推薦

区分	平成27年度	平成28年度
(愛鳥週間行事) 鹿児島県 愛鳥作品コンクール(県主催)	▶ 愛鳥週間作品コンクール (表彰式) かごしま県民交流センター (展示) 2会場 受賞愛鳥ポスターの掲示	▶ 愛鳥週間作品コンクール (表彰式) かごしま県民交流センター (展示) 2会場 受賞愛鳥ポスターの掲示
(鳥獣保護実績発表大会) 実績発表大会(国主催)	学校又は団体の推薦	学校又は団体の推薦
(全国野鳥保護の集い) 野生生物保護功労者表彰	個人、学校又は団体の 推薦	個人、学校又は団体の 推薦

参考資料

1	鳥獣保護区の新規指定・更新・区域拡大・期間満了を行う箇所一覧(再掲)・・・	61～63
2	本計画で新規指定を行う鳥獣保護区の概要(特別保護区の再指定も含む)・・・	64～68
3	本計画に登載される鳥獣保護区の位置図	69～71
4	本計画で新規指定を行う特定猟具使用禁止区域(銃器)の概要	72
5	本計画に登載される特定猟具使用禁止区域の位置図	73～74
6	県内の小中学校数及び愛鳥モデル校一覧	75
7	感染症対策の概念図	76
8	国が示す死亡野鳥の検査基準	77
9	わなの使用に当たっての許可基準	78～79
9	有害鳥獣捕獲許可 概念図(基本イメージ)	80
10	有害鳥獣捕獲許可 概念図(免許不所持者の取扱いイメージ)	81～82
11	県内市町村の捕獲実施状況(法人・一般/H23時点)	83～84
12	H20～H22(3ヶ年)の農業被害額一覧	85～86
13	県内で生息確認又は目撃例のある野生鳥類(一例)	87～93
12	県内で生息確認又は目撃例のある野生獣類(一例)	94

第11次鳥獣保護事業計画における 鳥獣保護区(再掲)

	期首時点 (手続実施の対象)		期末 (計画期間終了時)		増減		備考
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
希少鳥獣	5箇所	3,740ha	5箇所	3,740ha			更新箇所変更なし
H24	1	748	1	748			
H25	1	748	1	748			
H26	1	748	1	748			
H27	1	748	1	748			
H28	1	748	1	748			
森林鳥獣	47箇所	41,403ha	47箇所	41,403ha			更新箇所変更なし
H24	7	9,866	7	9,866			
H25	10	6,135	10	6,135			
H26	15	17,642	15	17,642			
H27	5	2,866	5	2,866			
H28	10	4,894	10	4,894			
身近な鳥獣	43箇所	4,043ha	43箇所	4,165ha			
H24	4	510	5	686	+1	176	知林ヶ島・魚見岳(新規)
H25	10	1,513	10	1,513			
H26	15	720	14	666	-1	-54	大願寺(廃止), 伊集院城山(拡大)
H27	8	393	8	393			
H28	6	907	6	907			
合計	95箇所	49,186ha	95箇所	49,308ha			

※本表は、新規指定・更新・拡大・期間満了(廃止)全てを一括して整理。

【再掲】

年度	区分	対象		実施		増減	
		箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
平成24年度		12	11,124	13	11,300	+1	176
平成25年度		21	8,396	21	8,396		
平成26年度		31	19,110	30	19,056	-1	-54
平成27年度		14	4,007	14	4,007		
平成28年度		17	6,549	17	6,549		
合計		95	49,186	95	49,308	±0	122

第11次鳥獣保護事業計画 登載対象鳥獣保護区(事務所別内訳)

振興局等	保護区名称	設定区分	特保	①対象	①面積 (h a)	②結果 (計画登載)	②面積 (h a)	設定年 (最初)	事務 処理 年度	指定 期間 (年)	
①鹿児島	西桜島	森林鳥獣生息地		更新対象	1,865	更新	1,865	S47	H24	10	
	三島	森林鳥獣生息地		更新対象	2,743	更新	2,743	S57	H24	10	
	伊作田	身近な鳥獣生息地		更新対象	220	更新	220	S57	H24	10	
	平川	森林鳥獣生息地		更新対象	1,250	更新	1,250	S48	H25	10	
	吹上潟	森林鳥獣生息地		更新対象	565	更新	565	S48	H25	10	
	照島	身近な鳥獣生息地		更新対象	346	更新	346	S48	H25	10	
	観音ヶ池	身近な鳥獣生息地		更新対象	319	更新	319	H5	H25	10	
	十島	森林鳥獣生息地		更新対象	8,400	更新	8,400	S49	H26	10	
	城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	17	更新	17	S39	H26	10	
	慈眼寺	身近な鳥獣生息地		更新対象	7	更新	7	S39	H26	10	
	花尾	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	S39	H26	10	
	伊集院城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	24	区域拡大	43	S39	H26	10	
	遠見番山	森林鳥獣生息地		更新対象	330	更新	330	S50	H27	10	
	磯	森林鳥獣生息地		更新対象	389	更新	389	S36	H28	10	
	北中学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	S41	H28	10	
	亀丸城跡	身近な鳥獣生息地		更新対象	56	更新	56	H8	H28	10	
②南薩	知林ヶ島・魚見岳	身近な鳥獣生息地			0	新規指定	176		H24	10	
	加世田	森林鳥獣生息地		更新対象	620	更新	620	S37	H24	10	
	丸木浜	森林鳥獣生息地		更新対象	300	更新	300	S47	H24	10	
	天神	身近な鳥獣生息地		更新対象	65	更新	65	S47	H24	10	
	戸柱番所	身近な鳥獣生息地		更新対象	190	更新	190	S47	H24	10	
	山川小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	35	更新	35	S47	H24	10	
	坊岬	森林鳥獣生息地		更新対象	370	更新	370	S48	H25	10	
	川辺小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	22	更新	22	S39	H26	10	
	池田湖鰻池	森林鳥獣生息地		更新対象	1,713	更新	1,713	S49	H26	10	
	開聞小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	6	更新	6	S39	H26	10	
	金峰山	森林鳥獣生息地		更新対象	163	更新	163	S51	H28	10	
	針本	身近な鳥獣生息地		更新対象	315	更新	315	S61	H28	10	
	長崎鼻	森林鳥獣生息地		更新対象	405	更新	405	S31	H28	10	
	③北薩	中郷池周辺	身近な鳥獣生息地		更新対象	117	更新	117	S48	H25	10
戸柱大島		身近な鳥獣生息地		更新対象	350	更新	350	S48	H25	10	
鹿倉岳		森林鳥獣生息地		更新対象	417	更新	417	S58	H25	10	
新田神社		身近な鳥獣生息地		更新対象	30	更新	30	S39	H26	10	
藤川天神		森林鳥獣生息地		更新対象	400	更新	400	S49	H26	10	
清浦ダム		身近な鳥獣生息地		更新対象	12	更新	12	S49	H26	10	
八重高原		森林鳥獣生息地		更新対象	485	更新	485	S59	H26	10	
大願寺		身近な鳥獣生息地		更新対象	73	期間満了	0	S59	H26	10	
鹿島南		森林鳥獣生息地		更新対象	478	更新	478	H6	H26	10	
高川		身近な鳥獣生息地		更新対象	128	更新	128	S49	H26	10	
④始良・伊佐		丸尾	森林鳥獣生息地		更新対象	1,020	更新	1,020	H4	H24	10
	大口鶴田	森林鳥獣生息地		更新対象	2,200	更新	2,200	S37	H24	10	
	八幡公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	34	更新	34	S48	H25	10	
	鹿児島県民の森	森林鳥獣生息地		更新対象	1,003	更新	1,003	S58	H25	10	
	上小川	身近な鳥獣生息地		更新対象	30	更新	30	S58	H25	10	
	奥十曾	森林鳥獣生息地		更新対象	782	更新	782	S58	H25	10	
	菱刈小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	25	更新	25	S48	H25	10	
	敷根	森林鳥獣生息地		更新対象	350	更新	350	S29	H26	10	
	上床	身近な鳥獣生息地		更新対象	152	更新	152	S49	H26	10	
	霧島	森林鳥獣生息地		更新対象	1,400	更新	1,400	S35	H27	10	
	栗野岳	森林鳥獣生息地		更新対象	100	更新	100	S40	H27	10	
	国分城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	157	更新	157	S50	H27	10	
	曾木小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	15	更新	15	S40	H27	10	
	横峯	身近な鳥獣生息地		更新対象	110	更新	110	H8	H28	10	
	⑤大隅	佐多岬	森林鳥獣生息地	特	更新対象	1,118	更新	1,118	S57	H24	10
		吾平山陵	身近な鳥獣生息地		更新対象	68	更新	68	S48	H25	10

第11次鳥獣保護事業計画 登載対象鳥獣保護区(事務所別内訳)

振興局等	保護区名称	設定区分	特保	①対象	①面積 (h a)	②結果 (計画変更)	②面積 (h a)	設定年 (最初)	事務 処理 年度	指定 期間 (年)
⑤大隅	新富城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	189	更新	189	H15	H25	10
	南之郷花房	森林鳥獣生息地		更新対象	427	更新	427	H5	H25	10
	高隈	森林鳥獣生息地		更新対象	400	更新	400	S39	H26	10
	北田	身近な鳥獣生息地		更新対象	5	更新	5	S39	H26	10
	平房	身近な鳥獣生息地		更新対象	76	更新	76	H16	H26	10
	大川原峡	森林鳥獣生息地		更新対象	1,340	更新	1,340	S49	H26	10
	岳野山	森林鳥獣生息地		更新対象	405	更新	405	S49	H26	10
	財部城山	身近な鳥獣生息地		更新対象	87	更新	87	S49	H26	10
	江之島	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	S40	H27	10
	城元	身近な鳥獣生息地		更新対象	36	更新	36	S40	H27	10
	川上小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	S40	H27	10
	末吉	森林鳥獣生息地		更新対象	710	更新	710	S40	H27	10
	深川小学校	身近な鳥獣生息地		更新対象	43	更新	43	S40	H27	10
	根占	森林鳥獣生息地		更新対象	773	更新	773	S41	H28	10
	唐仁	身近な鳥獣生息地		更新対象	10	更新	10	S41	H28	10
	皆倉	森林鳥獣生息地		更新対象	350	更新	350	S51	H28	10
	横尾岳	身近な鳥獣生息地		更新対象	406	更新	406	S51	H28	10
	高塚花里	森林鳥獣生息地		更新対象	311	更新	311	S61	H28	10
	草野	森林鳥獣生息地		更新対象	1,093	更新	1,093	S61	H28	10
	⑥熊毛	熊野	森林鳥獣生息地		更新対象	834	更新	834	S39	H26
西之表		森林鳥獣生息地		更新対象	600	更新	600	S51	H28	10
馬毛島(H24)毎年更新		希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	S61	H24	1
馬毛島(H25)毎年更新		希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	S61	H25	1
馬毛島(H26)毎年更新		希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	S61	H26	1
馬毛島(H27)毎年更新		希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	S61	H27	1
馬毛島(H28)毎年更新	希少鳥獣生息地		更新対象	748	更新	748	S61	H28	1	
⑦屋久島	小杉谷	森林鳥獣生息地		更新対象	474	更新	474	S58	H25	10
	荒川	森林鳥獣生息地		更新対象	349	更新	349	S58	H25	10
	宮之浦岳	森林鳥獣生息地	特	更新対象	498	更新	498	S58	H25	10
	花之江河	森林鳥獣生息地		更新対象	1,042	更新	1,042	S59	H26	10
	国割岳	森林鳥獣生息地	特	更新対象	711	更新	711	S59	H26	10
	白谷	森林鳥獣生息地		更新対象	404	更新	404	S59	H26	10
	矢筈岳	身近な鳥獣生息地		更新対象	49	更新	49	H7	H27	10
⑧大島	長雲峠	身近な鳥獣生息地		更新対象	35	更新	35	S58	H25	10
	八津野	森林鳥獣生息地		更新対象	302	更新	302	S59	H26	10
	住用	森林鳥獣生息地		更新対象	378	更新	378	S59	H26	10
	内海公園	身近な鳥獣生息地		更新対象	71	更新	71	H6	H26	10
	山間	身近な鳥獣生息地		更新対象	73	更新	73	S60	H27	10
	ホノホシ	森林鳥獣生息地		更新対象	326	更新	326	H7	H27	10
	母間	森林鳥獣生息地		更新対象	310	更新	310	S41	H28	10
	百之台	森林鳥獣生息地		更新対象	500	更新	500	S51	H28	10

49,186

49,308

※ 特 は、特別保護区の意

鳥獣保護区設定（新規指定） 予定地の概要

1 区分	身近な鳥獣生息地の保護区		7 地域の概要	9 指定理由	10 備考
	2 名称	魚見岳・知林ヶ島 鳥獣保護区 <small>うおみだけ ちりんがしま</small>			
3 期間	平成 24 年 11 月 1 日～平成 34 年 10 月 31 日		8 生息する鳥獣	9 指定理由	10 備考
4 関係市町村	指宿市				
5 面積等	176 h a		6 地域名	9 指定理由	10 備考
			自然環境保全地域		
6 地域名	霧島錦江湾 第 2 種特別地域		名称等	9 指定理由	10 備考
	自然公園		国立		
保安林	第 10 号		国立	9 指定理由	10 備考
	第 10 号以外		県立		
文化財	3.2ha (潮害防備保安林)		第 10 号	9 指定理由	10 備考
	魚見校上遺跡 (埋蔵文化財)		第 10 号以外		
			国・県	9 指定理由	10 備考
			県		

■鳥獣保護区の新規指定地 ー概要ー

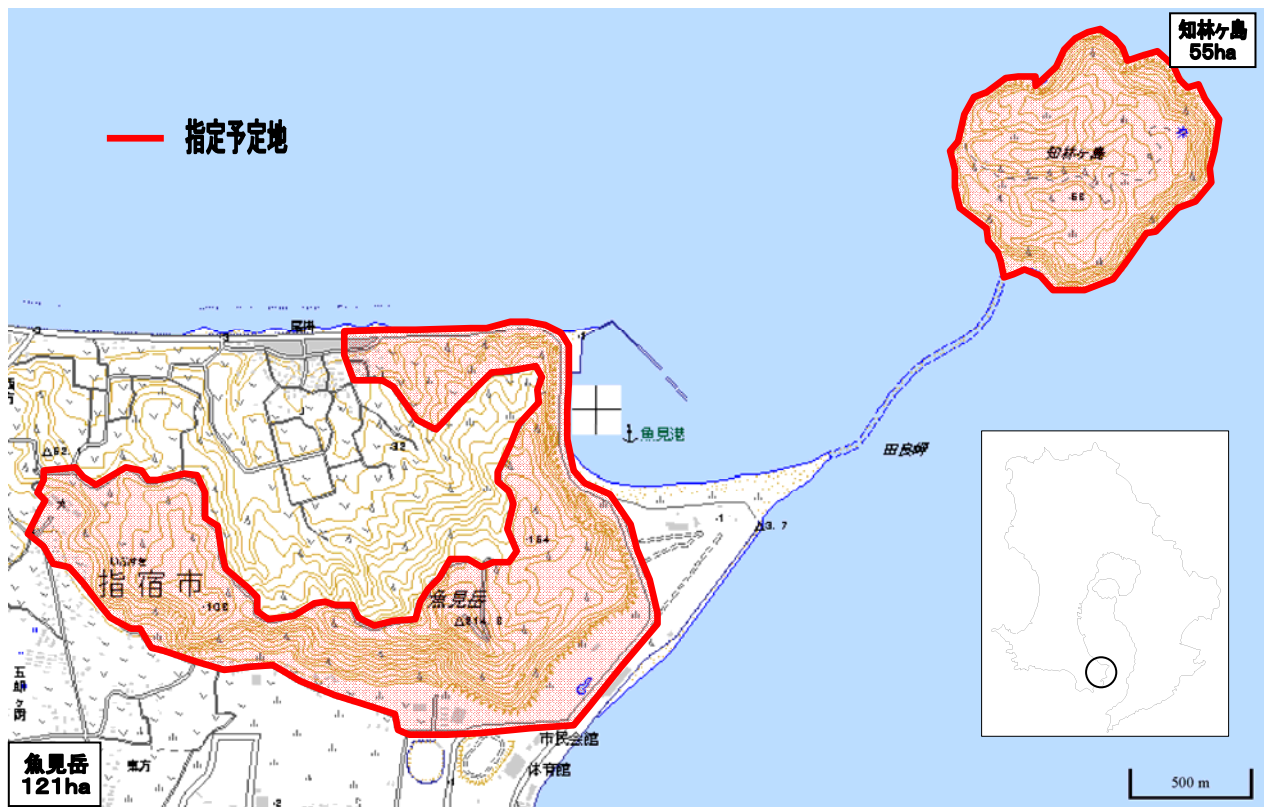
- 名 称：魚見岳・知林ヶ島
- 市 町 村 名：指宿市
- 区 域 面 積：176ha
- 指 定 区 分：身近な鳥獣生息の保護区
- 指 定 期 間：平成24年11月1日から平成34年10月31日まで（10年間）
- 指 定 の 理 由

当地域は市街地に隣接していることもあり、地元住民をはじめ多くの人に身近な憩いの場として利用されている。一方で、地域内の森林等は多くの動植物の生息の場となっており、特に知林ヶ島は、市単独による生態系調査（H12）実施の結果、多数の動植物の生息が確認されている。

また、周辺で見ることのできる「ミサゴ」(タカ目/タカ科)については、環境省・鹿児島県双方のレッドデータブックにおいても準絶滅危惧種とされ、世界的にも個体数が急減している種であることから、積極的な種の保存・保護を図る必要がある。

以上のことから、当地域は身近な鳥獣の生息の場として保護区に指定するものである。

位置図（指宿市）



鳥獣保護区設定（特別保護地区再指定）

予定地の概要

1 区	分	森林鳥獣生息地の保護区	7 地域の概要	9 設定指定理由	10 備考
	2 名称	みやのうらだけ 宮之浦岳 鳥獣保護区			
3 期間	平成25年11月1日～平成35年10月31日	当該地域は屋久島のほぼ中央、世界遺産登録地域を含み、多種多様な森林地帯で形成されている。 保護区では、主に高山性の草木類が多く、世界的にも珍しい植生分布の形態を有していることから多種多様な野生鳥獣が生息している。 特に留鳥や渡り鳥の集結地となっており、年間を通して鳥類繁殖地としても優れた環境が整っている。 (屋久島森林管理署国固有林93林班及びびいの各小班, 94林班及びびいの各小班並びに97林班の区域)			
4 関係市町村	屋久島町				
5 面積等	498ha (区域は全て国固有林で構成される)				
6	地域名	指定権者等	名称等	鳥類 カイツブリ, カンムリカイツブリ, ハジロカイツブリ, ホトトギス, オカヨシガモ, オナガガモ, カルガモ, コガモ, シマアジ, ハシビロガモ, ヒドリガモ, マガモ, ヨシガモ, キジ, コジュケイ, タネアオガモ, ミヤケコゲラ, コサギ, ダイサギ, ヨシゴイ, マワビ, ウグイス, セツカ, ヤブサメ, ハシブトガラス, カワガラス, リュウキュウサンショウクイ, ヒガラ, ヤマガラ, ミソソバ, タヒバリ, ハクセキレイ, イソヒヨドリ, コマドリ, シロハラ, ツグミ, ルリビタス, スズメ, ミヤマホオジロ, メジロ, サシバ, トビ, ミサゴ, チョウゲンボウ, ヤハブサ, イソシギ, クサシギ, タシギ, ヤマシギ, イカルチドリ, シロチドリ, クイナ, カワセミ, ヤマセミ, ウミウ, カワウ, ヨタカ 鳥類 ニホンイタチ, タヌキ, ヒメネズミ, ヤクシマザル, ヤクシカ	
		国			国立
	自然環境保全地域	県	屋久島特別保護地域		
	自然公園	国立			
	保安林	第10号	国定		
		第10号以外	県立		
	文化財	国			
県					

鳥獣保護区設定（特別保護地区再指定） 予定地の概要

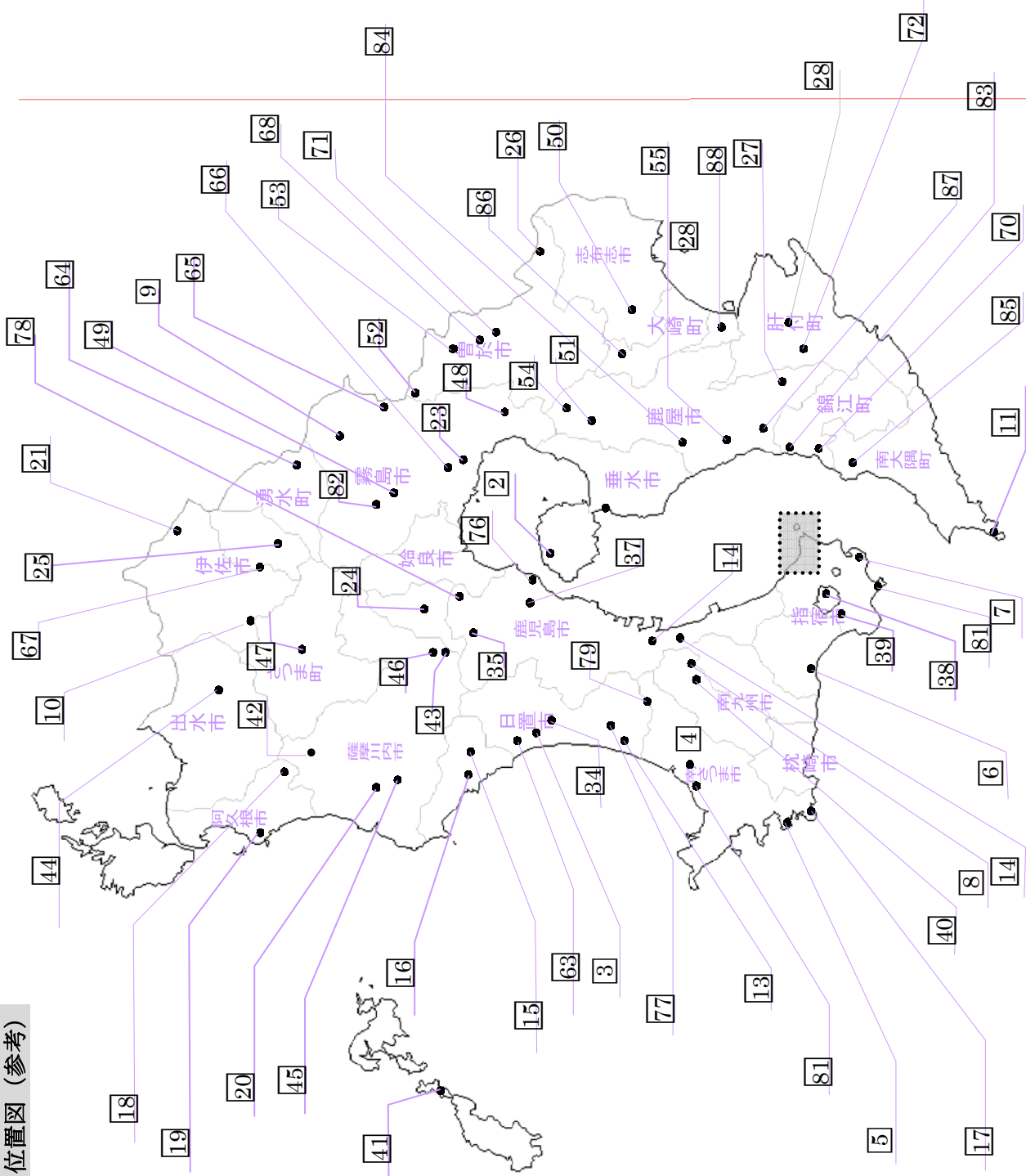
1 区 分	森林鳥獣生息地の保護区		
	2 名 称	くにおわりだけ 国割岳 鳥獣保護区	
		3 期 間	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日
	4 関係市町村	屋久島町	
	5 面 積 等	711ha (内訳：国有林 465ha, その他 246ha)	
6	6 地域名	指定権者等	名称等
		自然環境 保全地域	国 県
	自然公園	国立	屋久島特別保護地域
		国定	
		県立	
	保安林	第 10 号	
		第 10 号以外	
文化財	国		
	県		
7 地 域 の 概 要		<p>当該地域は屋久島の西側、西部林道を代表とする世界遺産登録地域を含む区域にある。多種多様な森林地帯で形成され野生鳥獣の生息に適した環境である。特に留鳥や渡り鳥の集結地となっており、年間を通して鳥類繁殖地としても優れた環境が整っている。</p> <p>(屋久島森林管理署国有林 2 林班い、い 1、い 2、い 3、い 4、ハ及びびニ小班、同 4 林班い、い 1、い 2、い 3、ろ、ろ 1、ろ 2、ろ 3、ろ 4、は 1、は 2、に及びびに 1 小班並びに屋久島町民有林 5 林班並びに同 6 林班ア及びびイ小班の区域)</p>	
9 設 定 指 定 理 由		<p>昭和 59 年に鳥獣保護区に指定され、これまでも保護繁殖を図ってきたところであるが、今後とも森林に生息する多種多様な鳥獣保護繁殖の活動を継続する目的から保護区を再指定（更新）し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。</p>	
10 備 考		<p>特別保護区においては、「更新」という概念の事務手続きが制度上無いことから、「再指定」（指定と同様の手続き）による手続きを行うこととなる。</p> <p>※特別保護区及び国設鳥獣保護区以外の、県知事指定鳥獣保護区においては、「更新」の手続きによる設定があり、手続きも規定に準じ行われる。</p>	
8 生息する鳥獣		<p>鳥類 カイツブリ、カンムリカイツブリ、ハジロカイツブリ、ホトトギス、オカヨシガモ、オナガガモ、カルガモ、コガモ、シマアジ、ハンビロガモ、ヒドリガモ、マガモ、ヨシガモ、キジ、コジュケイ、タヌキオグサ、ミヤケコグサ、コサギ、ダイサギ、ヨシゴイ、マヒワ、ウグイス、セツカ、ヤブサメ、ハシブトラガモ、カワガラス、リュウキュウサンショウウグイ、ヒガラ、ヤマガラ、ミソソギ、タヒバリ、ハクセキレイ、イソヒヨドリ、コマドリ、シロハラ、ツグミ、ルリビタス、スズメ、ミヤマホオジロ、メジロ、サシバ、トビ、ミサゴ、チヨウゲンボウ、ヤハブサ、イソシギ、クサシギ、タシギ、ヤマシギ、イカルチドリ、シロチドリ、クイナ、カワセミ、ヤマセミ、ウミウ、カワウ、ヨタカ 獣類 ニホンイタチ、タヌキ、ヒメネズミ、ヤクシマザル、ヤクシカ</p>	

鳥獣保護区設定（特別保護地区再指定）

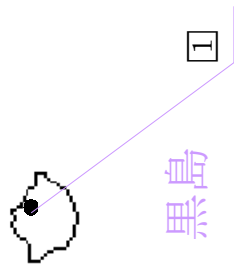
予定地の概要

1 区 分	森林鳥獣生息地の保護区		7 地域 の 概 要	当地区は、大隅半島の最南端に位置し、陸地の大半は広葉樹を多く含む森林地帯であり、また、区域内には亜熱帯性植物が多く群生していることから、野生鳥獣が生息しやすい環境である。併せて、周辺には自然公園施設も見られ、県民の憩いの場としても位置付けられている。 佐多岬周辺は、「サシバ」が渡南する際の集結地となっており、また批榔島は「オオミズナギドリ」の繁殖地となっているなど、特に鳥類の生息環境として優れた地域である。	9 設 定 指 定 理 由	当地区は昭和57年に鳥獣保護区に指定され、これまでも保護繁殖を行ってきたところであるが、今後とも森林に生息する多種多様な鳥獣保護繁殖の活動を継続する目的から保護区を再指定（更新）し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
	2 名 称	佐多岬 鳥獣保護区				
3 期 間	平成24年11月1日～		8 生 息 す る 鳥 獣	鳥類 カイツブリ、カラムリカイツブリ、ハジロカイツブリ、ホトトギス、キジ、コジュケイ、タネアオゲラ、ミヤケコゲラ、コサギ、ダイサギ、ヨシゴイ、マヒワ、ウグイス、セツカ、サシバ、オオミズナギドリ、ハシブトラガス、ヤマガラ、ミソソザイ、タヒバリ、ハクセキレイ、イソヒヨドリ、コマドリ、シロハラ、ツグミ、ルリビタス、スズメ、ミヤマホオジロ、メジロ、トビ、ミサゴ、チヨウゲンボウ、ハヤブサ、イソシギ、クサシギ、タシギ、ヤマシギ、イカルチドリ、シロチドリ、クイナ、カワセミ、ヤマセミ、ウミウ、 鳥類 ニホンイタチ、タヌキ、ヒメネズミ、ニホンザル、イノシシ	10 備 考	特別保護区においては、「更新」という概念の事務手続きが制度上無いことから、「再指定」（指定と同様の手続き）による手続きを行うこととなる。 ※特別保護区及び国設鳥獣保護区以外の、県知事指定鳥獣保護区においては、「更新」の手続きによる設定があり、手続きも規定に準じ行われる。
4 関 係 市 町 村	南大隅町					
5 面 積 等	157ha（全面積1,118haの一部が特別保護区） （157ha内訳：国有林87ha、その他70ha）		6 地 域 名	指 定 権 者 等	名 称 等	
自然環境 保全地域	国					自然公園
	県		国定			
保安林	国立		文化財	第10号		
	第10号以外			国		
文化財	国		県			

● 登載対象 鳥獣保護区 位置図 (参考)



● は、今回新規の指定を計画している「魚見岳・知林ヶ島」鳥獣保護区の位置



黒島

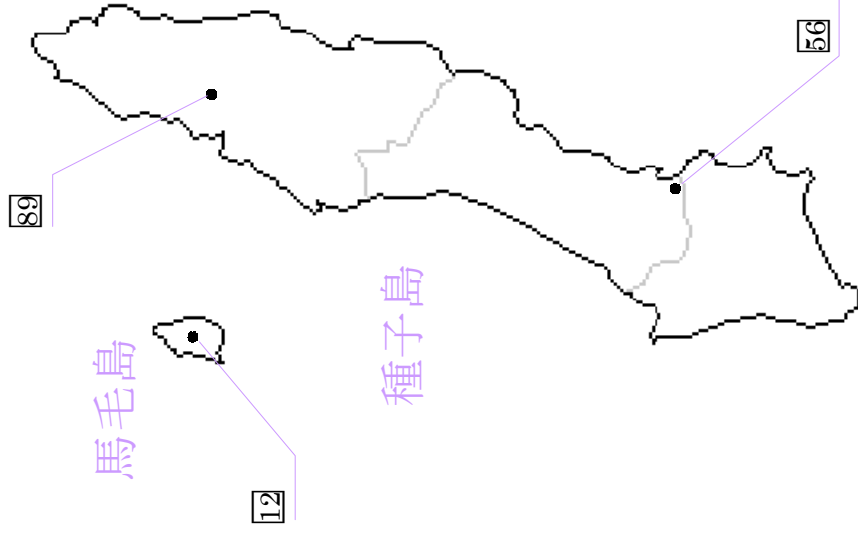
1



硫黄島



竹島



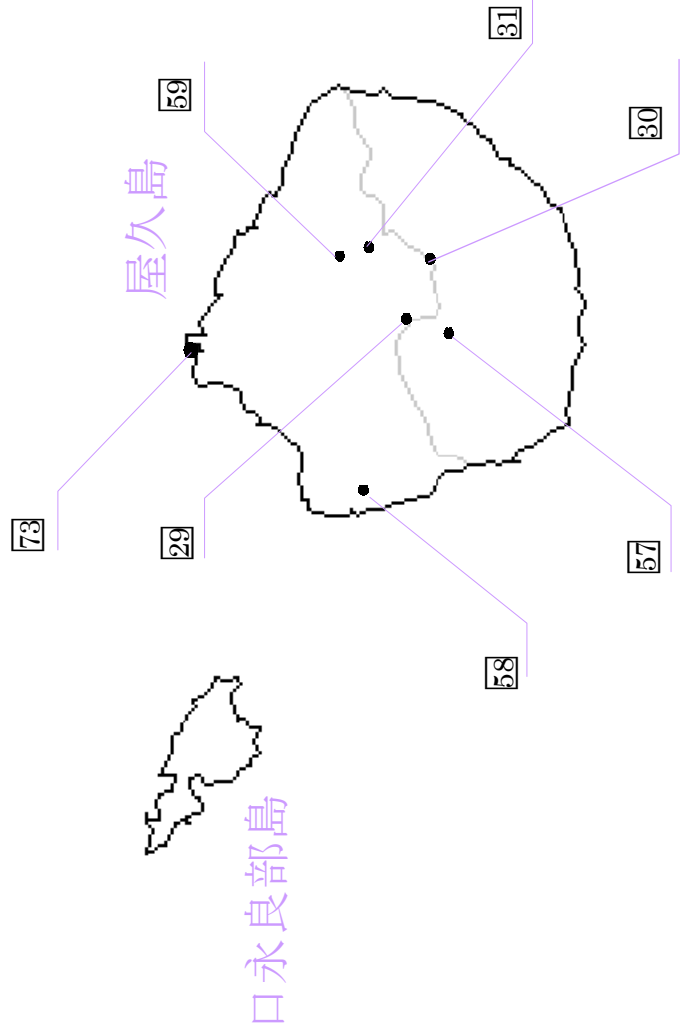
馬毛島

種子島

89

12

56



屋久島

口永良部島

73

29

59

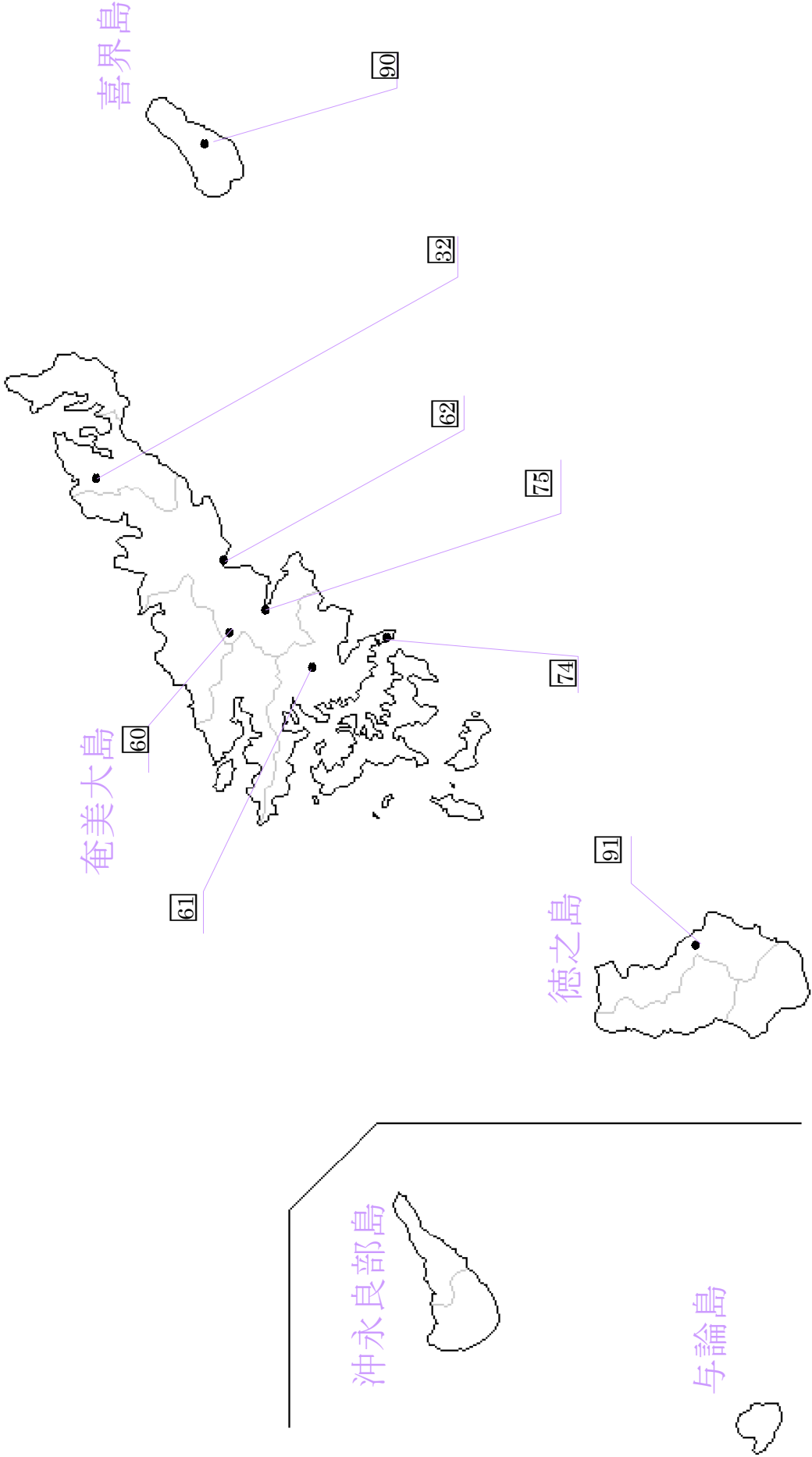
31

30

57

58

※33十島鳥獣保護区は、口之島・中之島全域であることから、位置図は省略。



■特定猟具使用禁止区域（銃器）の新規指定概要

- 名 称：高尾野中部
- 市 町 村 名：出水市
- 区 域 面 積：44ha
- 禁止する猟具：銃器
- 指 定期 間：平成24年11月1日から平成34年10月31日まで（10年間）
- 指 定の 理由

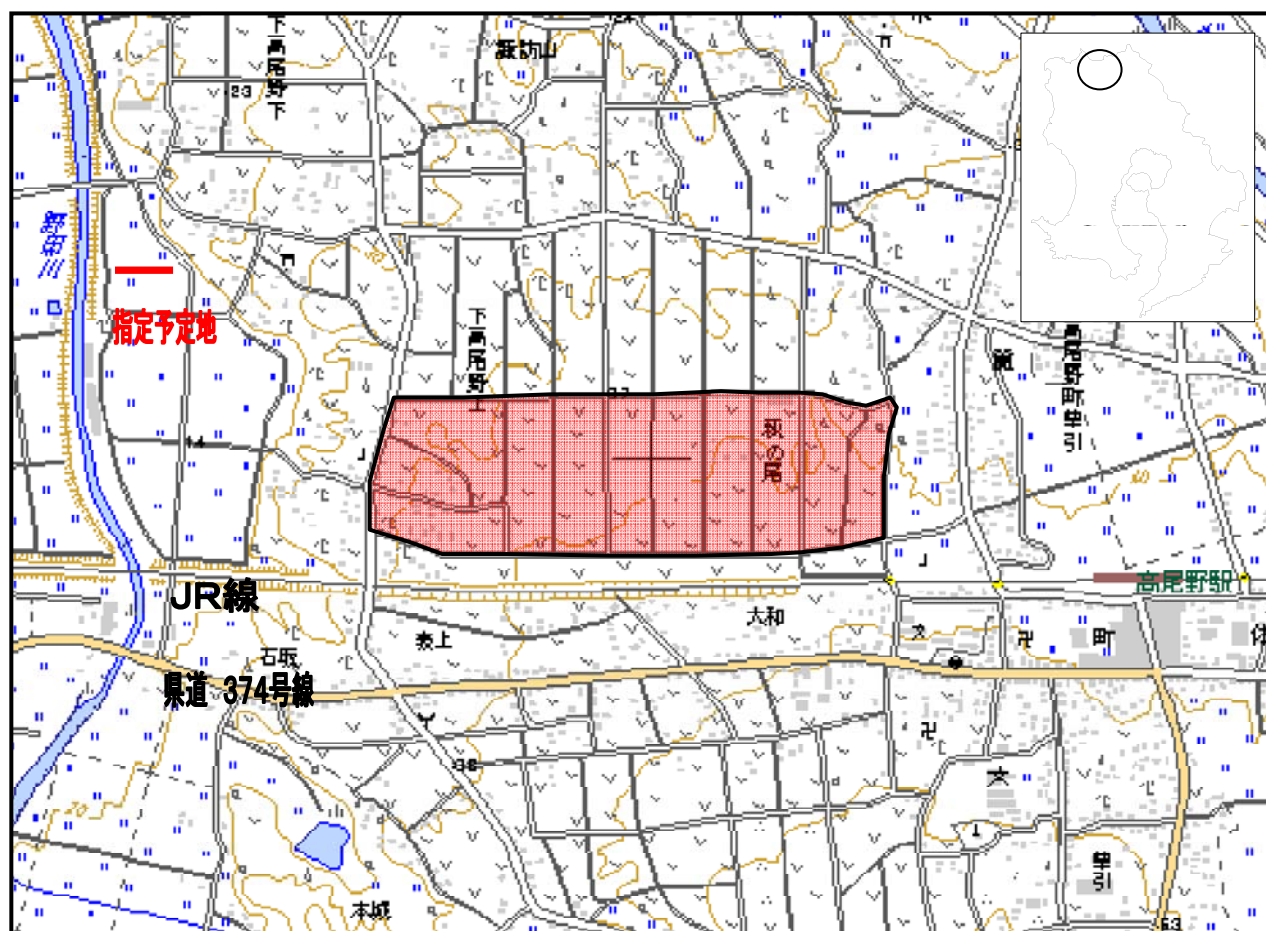
計画予定地は、出水市高尾野町の野田川と高尾野川に挟まれた耕作地帯にあり、水鳥類をはじめとした野生鳥獣が生息していることから狩猟が盛んな地域であった。

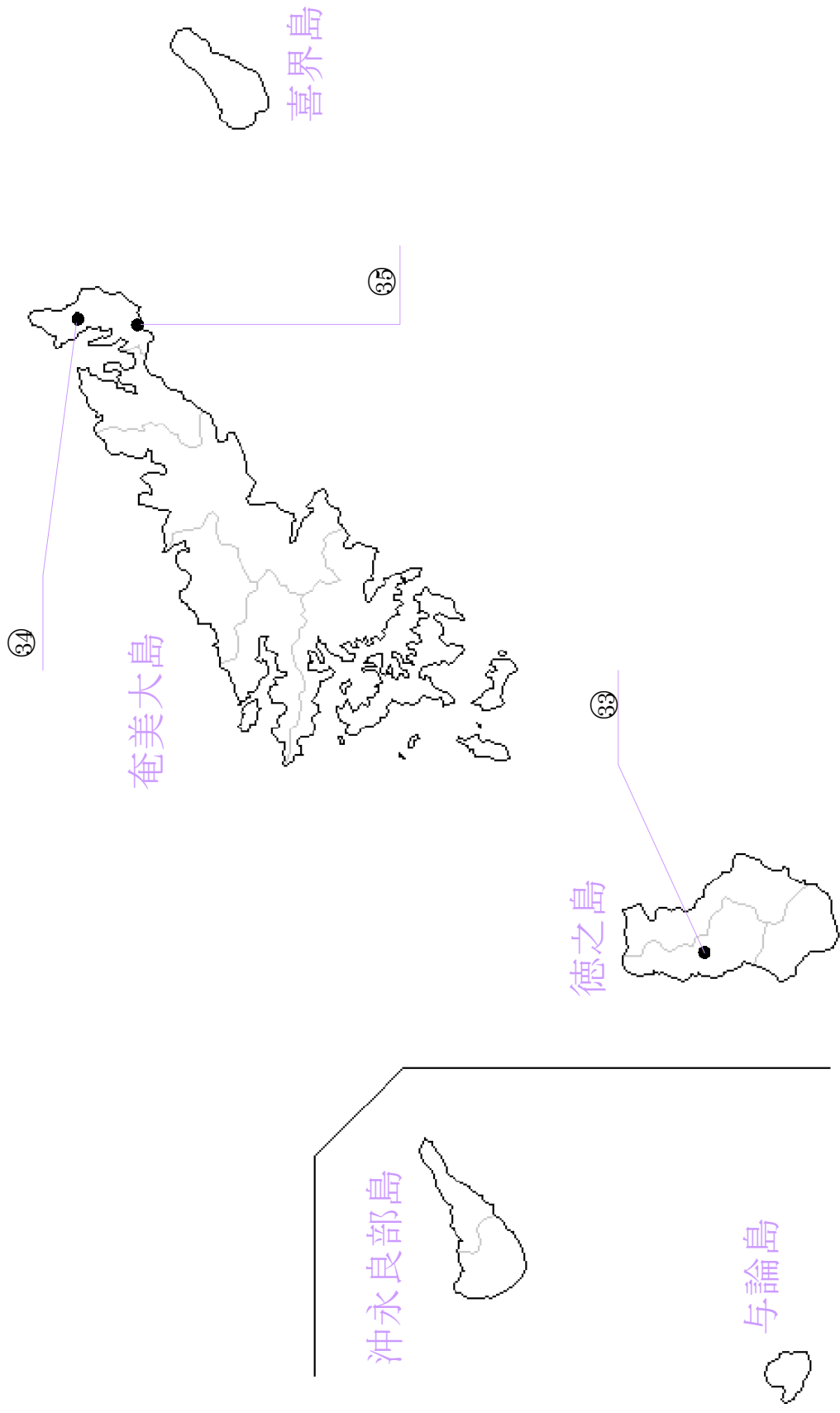
近年、当該地の周囲は都市化が進み、住宅の造成やその他開発により、人の出入りが多くなっている。

また、付近の道路は、通学路としても利用されており、銃器による狩猟の規制を求める要望が高まっている。

以上のことから、下記の位置図のとおり、新たに特定猟具使用禁止区域として、銃器の使用を制限する。

位置図（出水市高尾野町）





●県内の小学校数及び愛鳥モデル校 一覧

教育事務所 名称	小学校	中学校	うち、愛鳥モデル校
鹿児島教育 事務所管内	1 1 9	6 2	三島村立竹島小中学校、三島村立大里小中学校、 三島村立片泊小中学校、いちき串木野市立冠岳小 小学校、三島村立三島小中学校、十島村立中之島小 中学校
南薩教育 事務所管内	5 7	2 0	指宿市立開聞中学校 枕崎市立金山小学校
北薩教育 事務所管内	9 5	3 7	出水市立荘中学校 出水市立高尾野中学校
始良・伊佐教育 事務所管内	7 4	2 5	霧島市立上小川小学校、霧島市立三体小学校、始 良市立重富小学校、霧島市立佐々木小学校、始良 市立漆小学校、霧島市立塚脇小学校、伊佐市立大 口小学校
大隅教育 事務所管内	1 1 2	4 3	志布志市立田之浦中学校 曾於市立財部南小学校
熊毛教育 事務所管内	3 6	1 0	西之表市立伊関小学校 中種子町立岩岡小学校
大島教育 事務所管内	1 0 0	5 9	
合 計	5 9 3	2 5 6	愛鳥モデル指定校数 2 1 校 (H23 現在)

●鳥インフルエンザの疑いのある救護個体の取扱い（傷病鳥獣関係）

第九その他 2（3）④の関係

1 対応レベル毎の実施（検査対応）内容

レベル区分	内 容	死亡野鳥 ※リスク種は下記表参照			
		リスク種1	リスク種2	リスク種3	その他の種
対応レベル1	通常時 (情報収集監視体制)	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上
対応レベル2	国内発生 ^{〔単発箇所〕 での発生} (監視強化体制時)	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上
対応レベル3	国内発生 ^{〔複数箇所〕 での発生} (監視強化体制時)	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上
野鳥監視 重点区域	発生地周辺10km以内 (近隣国発生時又は発生地周辺 に必要に応じて環境省が判断)	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上

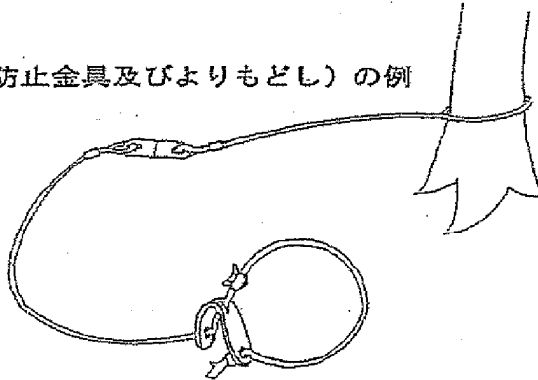
※対応レベルの判断は環境省が行い、自然保護課に通知された後各振興局等へ伝達する

2 リスク種（8目10科）

種類	鳥 類 名 称			
リス ク 種 1 18 種	●カモ目カモ科 シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	●タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ オオタカ ハイタカ ノスリ サシバ クマタカ チュウヒ	●タカ目ハヤブサ科 ハヤブサ チョウゲンボウ	
リス ク 種 2 16 種	●カモ目カモ科 マガモ オナガガモ ホシハジロ スズガモ	●チドリ目カモメ科 ユリカモメ ●カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ	●ツル目ツル科 タンチョウヅル ナベヅル マナヅル ●ツル目クイナ科 バン オオバン	●フクロウ目フクロウ科 ワシミミズク コノハズク フクロウ
リス ク 種 3	●カモ目カモ科 カルガモ コガモ ヒドリガモ (リスク種1・ 2以外全種)	●チドリ目カモメ科 セグロカモメ ウミネコ等 (リスク種2) (以外全種) ●ペリカン目ウ科 カワウ	●コウノトリ目サギ科 ゴイサギ ダイサギ コサギ アオサギ (サギ等) (全 種)	●フクロウ目フクロウ科 コミミズク (リスク種2) (以外全種) ●タカ目タカ科 トビ等 (リスク種1) (以外全種)
そ の 他 の 種	▶ 上記以外の鳥種全て。 ▶ 猛禽類以外の陸鳥類については、ハブトガラス以外は国内感染例が知られておらず、海外でも感染例は少ないことからその他の種とする。 ▶ 多数の死亡が見られた場合や平成16年度のハブトガラスのように感染死体を食べた等、感染が疑われる状態があった場合に検査することとする。			

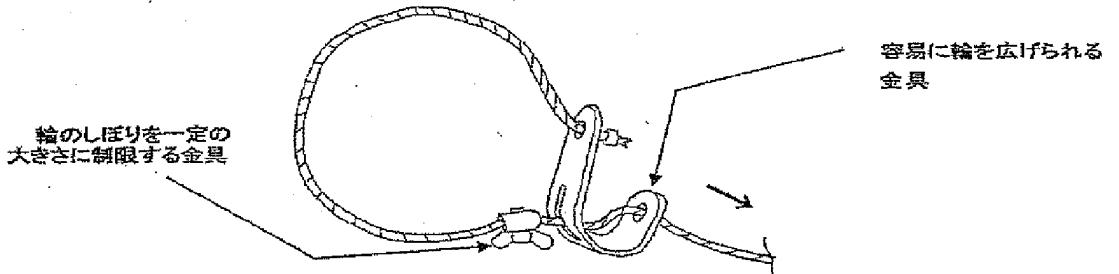
※表は、野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル抜粋

くくりわな（締付け防止金具及びよりもどし）の例



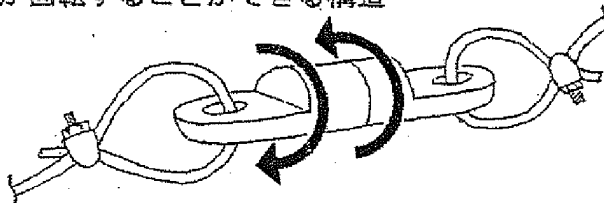
1) 締付け防止金具

→方向に金具を引くことで、容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具



2) よりもどし

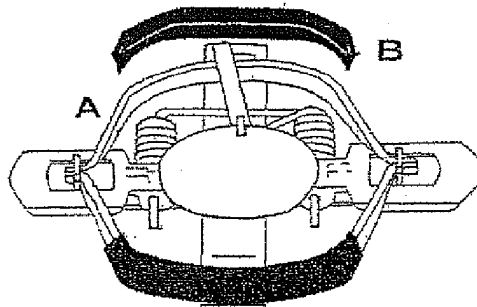
金具の両端が回転することができる構造



とらばさみ（衝撃緩衝器具）の例

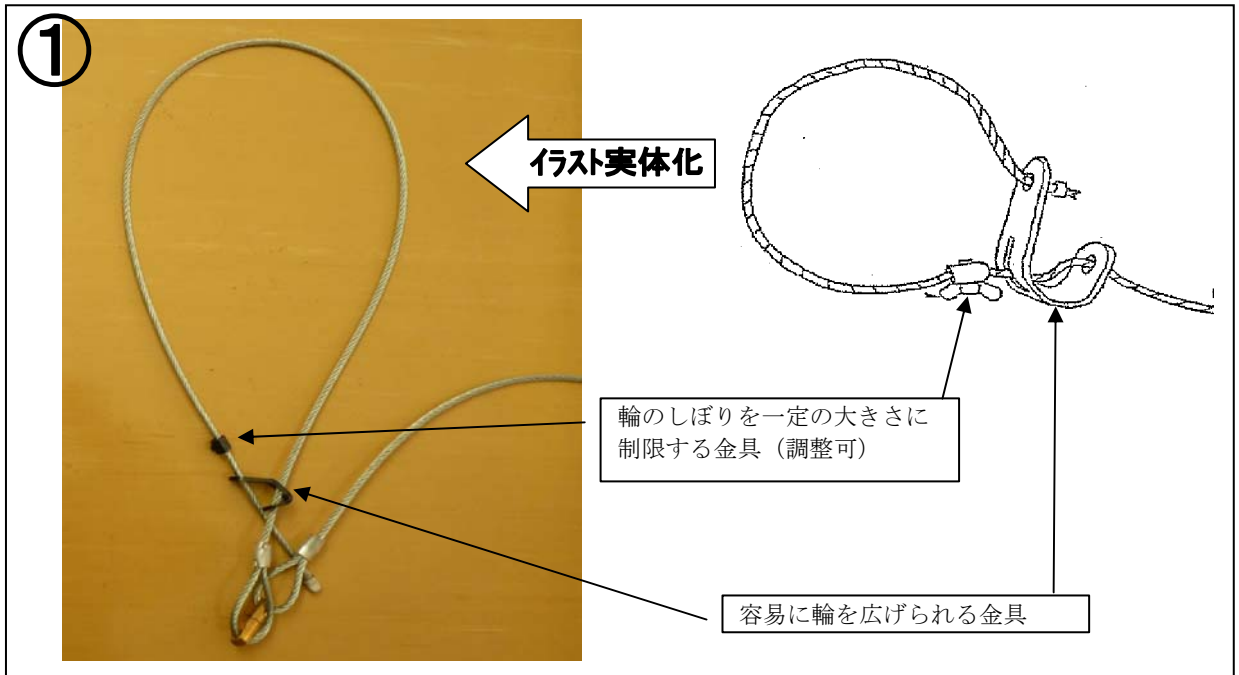
3) 衝撃緩衝器具

ゴム製等のパッド（B）を（A）の位置に装着して使用する。



● 「くくりわな」の締め付け防止機能の整理

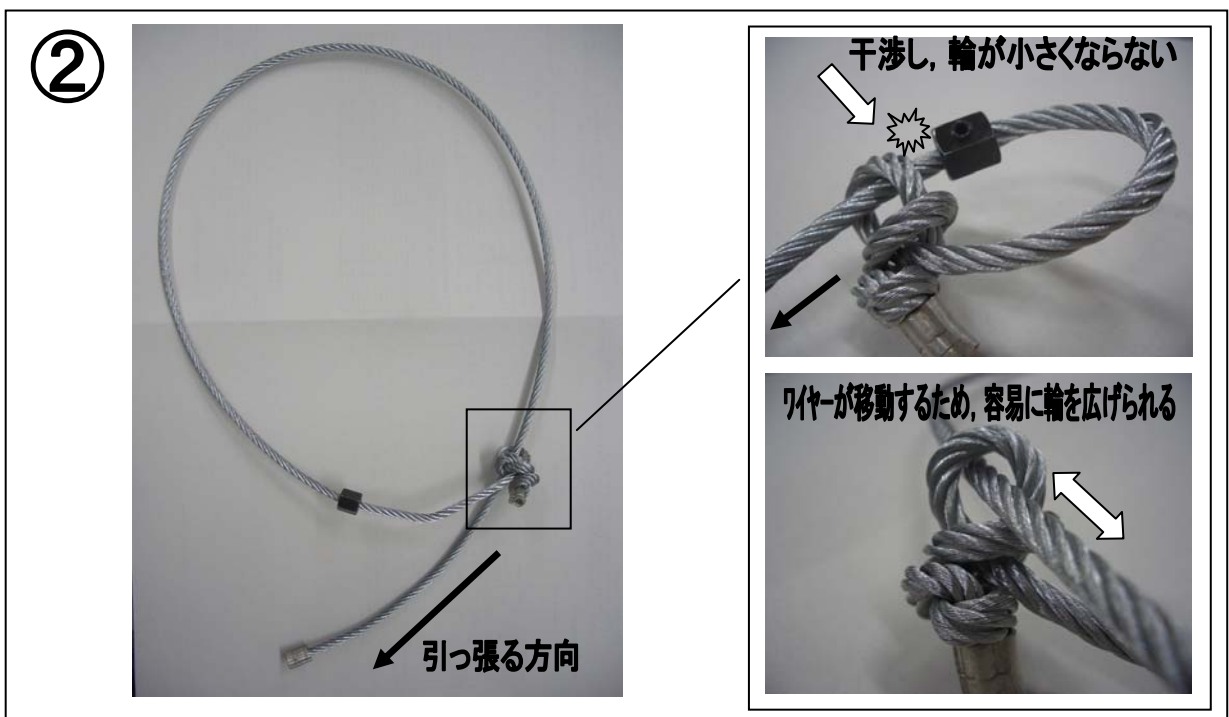
捕獲された動物が必要以上に締め付けられることを防止するため、「締め付け防止機能」として下図の金具取り付けを指導している。



※金具同士が干渉し合い、一定の輪の大きさから小さくすることができなくなる。

ただし、「容易に輪を広げられる金具」や、「輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具」を、ワイヤーの加工等により代用しても、締め付け防止機能の効果が維持できれば、上記仕様①に限定していない。(下図は、「容易に輪を広げられる金具」の代用した一例)

また、この適用は、「特定計画の対象地域」の「狩猟」に限られ、「特定計画の対象地域外」では適用しないので注意。



● 有害鳥獣捕獲許可における許可基準（基本） ～一般捕獲と法人捕獲について～
 第四 4 (2) ②1) のア～エ（有害鳥獣捕獲基準関係）

区分	捕獲実施者（一般捕獲）	捕獲従事者（法人捕獲）
捕獲の目的	野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境の悪化，生態系※に係る被害の防止	野生鳥獣による農林水産業被害，生活環境の悪化，生態系※に係る被害の防止
狩猟免許の有無	必要	必要
補償能力の有無	必要 <small>(社)大日本猟友会が扱う強制加入保険（猟友会員の <small>（み）加入できる），や民間会社等が扱う保険の加入など</small></small>	必要 <small>(社)大日本猟友会が扱う強制加入保険（猟友会員の <small>（み）加入できる），や民間会社等が扱う保険の加入など</small></small>
使用できる猟具	所持している狩猟免許で使用できる全ての法定猟具が使用できる。	所持している狩猟免許で使用できる全ての法定猟具が使用できる。
捕獲する時期	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。	被害発生後に被害調査を行い，捕獲が必要であると判断されたとき。 捕獲協議会において予察表を作成している場合は，被害発生前の捕獲を，農作物等収穫期を考慮しながら実施できる。（特定される鳥獣からの被害が予想される場合）
捕獲できる対象鳥獣	捕獲依頼のあった対象鳥獣。 自らが被害を受けた鳥獣。	捕獲指示のあった鳥獣。
捕獲を行う区域	鳥獣により被害のあった区域。	鳥獣により被害のあった区域。 予察捕獲にあたっては，被害が予想される区域も含めることができるとは，捕獲区域に含める明確な理由付けを行うこと。 <small>（原則狩猟期間中の有害捕獲は行わないこととするが，やむを得ず，狩猟期間に有害鳥獣捕獲を行う場合，明確に有害捕獲と狩猟の差別化を図る）</small>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 共同捕獲が適当と認められる場合は，捕獲隊を編成する。 銃器による捕獲を行う実施者は1年以上の狩猟経験を有する者であること。但し，地域事情や正当な理由がある場合はこの限りでない。また，わなによる捕獲実施者については狩猟経験年数は問わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同捕獲が適当と認められる場合は，捕獲隊を編成する。 銃器による捕獲を行う従事者は1年以上の狩猟経験を有する者であること。但し，地域事情や正当な理由がある場合はこの限りでない。また，わなによる捕獲従事者については狩猟経験年数は問わない。

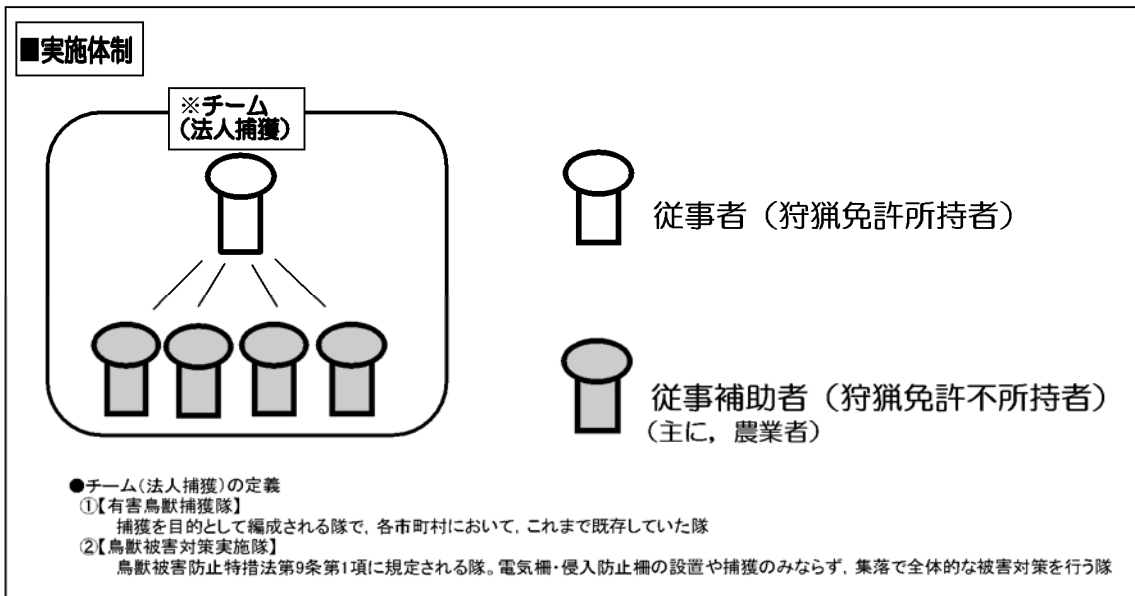
※ 生態系被害防止による捕獲の許可は県庁許可

● 有害鳥獣捕獲許可における許可基準

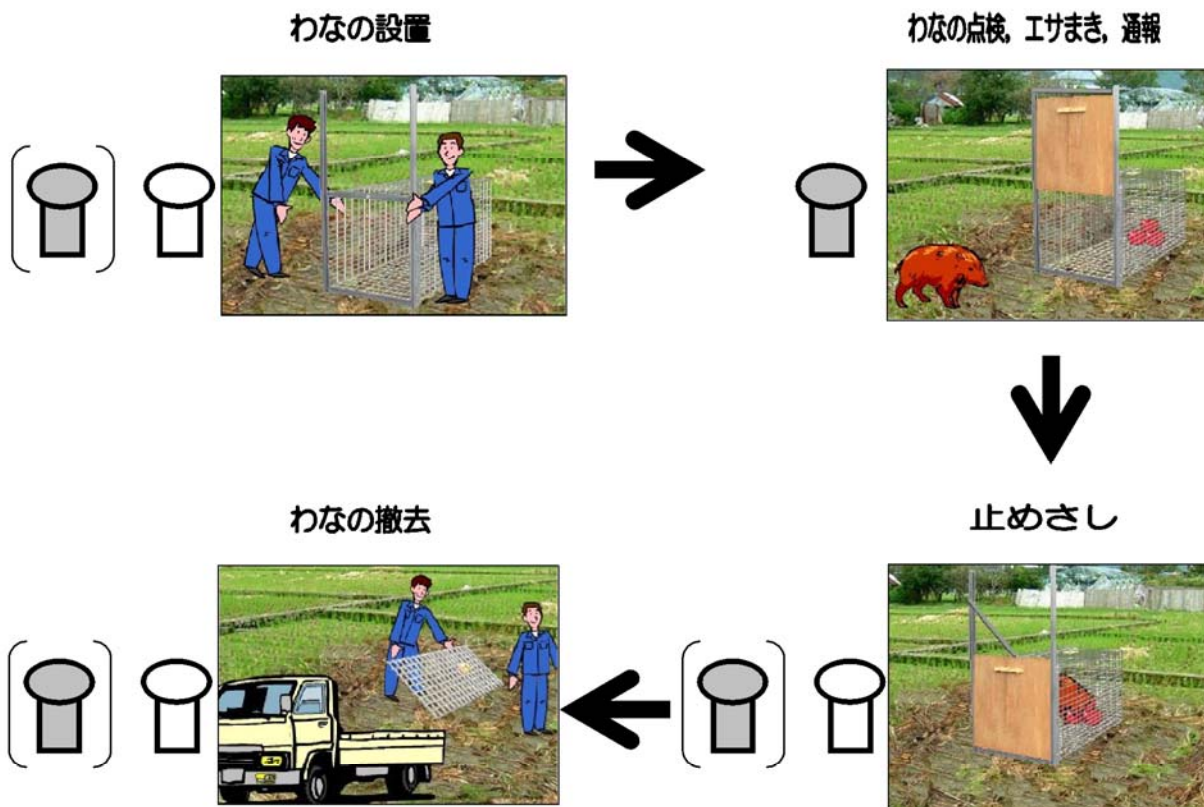
(農林業被害防止の目的により狩猟免許を所持しない者が捕獲を行う又は従事補助する場合)

区 分	捕獲実施者 (農林業者による捕獲)	捕獲従事補助者 (法人, 共同による捕獲)
捕獲の目的	農林業被害の防止 ※第四 4 (2) ②1) ア (ア)	農林業被害の防止 ※第四 4 (2) ②1) ア (イ)
狩猟免許の有無	無	無
捕獲する時期	被害発生後に被害調査を行い, 捕獲が必要であると判断されたとき。 <u>予察捕獲は実施できないので注意</u>	被害発生後に被害調査を行い, 捕獲が必要であると判断されたとき。 捕獲協議会において予察表を作成している場合は, 被害発生前の捕獲を, 農作物等収穫期を考慮しながら実施できる。 (特定される鳥獣からの被害が予想される場合)
捕獲を行う区域	自らの事業地(所有する農地・林地, 借地, 業務受託した農地・林地) 内の被害発生地域に限る。 (業務受託した農地・林地は土地所有者の了解を得ているものに限る)	捕獲指示書に示す区域
使用できる猟具 捕獲の方法など	「罠いわな」に限る。	「箱わな」「罠いわな」に限る。 ※従事者(免許所持者)の監督下で行う, わなの設置・撤去・止めさしの作業の補助。わな及びエサの見回り・エサの交換。
捕獲できる対象鳥獣	被害を及ぼした獣類に限る。	捕獲指示書に示された鳥獣類
備 考	「農林業者の定義」 農業又は林業を営み, 一定の収入を得ている者を指す。 専ら自家消費のために作物を栽培しているものは含まない。	・ 法人(市町村等)は, 狩猟免許非所持者を捕獲従事補助者として捕獲隊(捕獲班)に含める場合は, 技術講習会を行う必要がある。

●農林業被害防止の目的で、狩猟者免許（わな）を所持しない者を含め共同捕獲（法人・予察）を行う場合の概念図



■役割分担 ※ ○ は、従事者（狩猟免許所持者）の補助的作業に限る



注. 銃器を使用する捕獲は対象とならない。

●平成23年度 県内市町村（農業）の捕獲実施状況一覧

管轄	市町村名	予 察 地 域														
		イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	タヌキ	カラス類	アナグマ	ヒヨドリ	スズメ	カラバト (ドバト)	ノウサギ	カモ類	カワウ	キジバト	マングース	キジ
鹿 児 島	鹿児島市	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
	日置市	○		○	○	○										
	いちき串木野市	●	●	○	●	●										
南 薩	三島村															
	十島村															
	枕崎市	●			●	●										
	指宿市	●			●	●										
	南さつま市	○			●	●										
北 薩	南九州市	●	●		●	●										
	阿久根市	○		○	○	○										
	出水市	●		●	●	●										
	薩摩川内市	○		○	○	○										
	さつま町	○		○	●	○										
始 良 伊 佐	長島町	●				●										
	霧島市	●	●	●	●	●										
	伊佐市	○	○	○	○	○										
	始良市	●	○	●	●	●										
	湧水町	○	○	○	○	○										
大 隅	鹿屋市	○	○		○	○										
	垂水市	●	●		●	●										
	曾於市	○	●		○	○										
	志布志市	○	○		○	○										
	大崎町	○	○		○	○										
	東串良町															
	錦江町	●	●		●	●										
南大隅町	○	○		○	○											
肝付町	○	●		●	●											

●平成23年度 県内市町村（農業）の捕獲実施状況一覧

管轄	市町村名	予 察 地 域														
		イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	タヌキ	カラス類	アナグマ	ヒヨドリ	スズメ	カラバト (ドバト)	ノウサギ	カモ類	カワウ	キジバト	マングース	キジ
熊毛	西之表市		●			●										
	中種子町		●			●										
	南種子町		●			●										
大島	屋久島町		○	○	○	○				○						
	奄美市	○				○									●	
	大和村	○				○									●	
	宇検村	●				●									●	
	瀬戸内町	●				●									●	
	龍郷町	●				●									●	
	喜界町															
	徳之島町	○				●										
	天城町	●				●										
	伊仙町	●				●										
与論町	和泊町	○				○				○					○	○
	知名町	○				●										
	与論町															

※直近3ヶ年の農業被害額を参考に予察表（P34～P35）は作成されています。

出典：自然保護課調べ

●平成20～22年度 の市町村別鳥獣被害額一覧表 (出典：農村振興課調べ)

事務所名称	市町村												年度別 合計			合計
	鹿兒島市			三島村			十島村			いちき串木野市			日置市			
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	
イノシシ	6,579	6,671	7,834				5,937	5,096	4,283	320	371	290	12,836	12,138	12,407	37,381
サル		5	5				49	49	229				49	54	234	336
ウサギ	437	615					546	410	319				846	933	2,326	
シカ	244	177	193				2,594	2,147	1,623	261	188	7	3,098	2,511	1,824	7,433
タヌキ	666	1,362	1,462				2,664	1,942	1,384	148	125	8	3,478	3,429	2,854	9,761
ネズミ																
マンダース																
その他獣類	245	375	536										245	375	536	1,156
スズメ	910	948	854				2,948	3,159	2,867	72	67	114	3,931	4,174	3,836	11,941
カラス	4,446	3,788	5,575				3,471	3,365	2,927	86	112	52	8,002	7,265	8,555	23,822
ヒヨドリ	1,825	2,039	10,074				4,343	2,014	1,968			455	6,168	4,053	12,497	22,719
ツル																
ハト	543	41					94	77	60				637	117	60	814
キジ								56	40					56	40	96
カモ		117	106											117	106	223
その他鳥類																
野類計	7,734	9,026	10,645	0	0	0	11,789	9,643	7,838	729	684	304	20,252	19,352	18,787	58,932
鳥類計	7,724	6,933	16,609	0	0	0	10,856	8,670	7,863	158	180	621	18,738	15,783	25,094	59,615
鳥獣類合計	15,458	15,959	27,254	0	0	0	22,646	18,313	15,701	887	863	925	38,991	35,135	43,881	118,007

事務所名称	市町村												年度別 合計			合計
	枕崎市			南さつま市			南九州市			指宿市						
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22				
イノシシ	706	724	722	8,002	21,036	2,230	414	663	857	1,850	1,424	1,621	10,971	23,847	5,430	40,248
サル				44	36		38						38	44	36	117
ウサギ				111	447		22	13	22	474	350	247	608	809	269	1,686
シカ													43	0	0	43
タヌキ	161	187		1,077	4,236	119	126	21	58	729	1,241	1,122	2,093	5,685	1,299	9,077
ネズミ																
マンダース																
その他獣類							21			394			415	0	0	415
スズメ				838	12,329	732	23	21	3	23	48	44	884	12,397	779	14,060
カラス	36	45	39	1,946	5,263	1,660	46	48	43	1,037	1,770	1,391	3,065	7,126	3,334	13,524
ヒヨドリ				6,162	30,960	12,468	4,135	43	8,625	8,864	19,316	15,046	39,866	81,784	33,967	105,618
ツル																
ハト				46	247	59	3			165	569	472	214	816	531	1,562
キジ																
カモ				442	1,918	142							442	1,918	142	2,503
その他鳥類				683	10,976	349				2,164	1,834	1,170	2,847	12,881	1,520	17,197
野類計	867	911	722	9,190	25,742	2,385	620	697	937	3,448	3,015	3,033	4,125	30,385	7,077	51,587
鳥類計	36	45	6,201	34,915	43,221	7,079	114	68	8,671	12,252	23,538	18,493	47,318	66,872	40,444	154,634
鳥獣類合計	903	956	6,923	44,106	68,964	9,464	734	765	9,608	15,700	26,553	21,525	61,443	97,258	47,521	206,221

事務所名称	市町村												年度別 合計			合計
	霧島市			始良市			湧水町			伊佐市						
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22				
イノシシ	11,935	13,633	9,644	488	538	1,812	2,343	2,343	3,199	2,475	2,532	3,325	17,241	19,047	17,979	54,267
サル	408	381	825	125	84	84	938	1,142	1,258	210	1,564	1,053	1,680	3,171	3,221	8,072
ウサギ	12	25	79	58	53	53	117	59	59				129	142	192	462
シカ	7,997	9,832	10,305	192	221	257	1,670	2,504	4,158	996	963	1,331	10,855	13,521	16,250	40,626
タヌキ	74		19										74	0	19	93
ネズミ																
マンダース																
その他獣類	1,065	406	433	26	30					24	464	416	1,089	896	879	2,864
スズメ	369	380	347	364	207	236				838	615	204	1,571	1,202	786	3,559
カラス	2,124	730	342	147	50	59	54	55	61	280	201	131	2,605	1,037	593	4,234
ヒヨドリ	97		1,477	60		197							156	0	1,674	1,831
ツル																
ハト																
キジ																
カモ																
その他鳥類																
野類計	21,491	24,278	21,305	805	927	2,237	5,067	6,048	8,674	3,705	5,524	6,324	31,068	36,776	38,540	106,885
鳥類計	2,389	1,110	2,166	573	258	491	54	55	61	1,118	816	335	4,334	2,239	3,053	9,626
鳥獣類合計	24,080	25,387	23,471	1,378	1,185	2,728	5,121	6,103	8,735	4,823	6,340	6,659	35,402	39,015	41,593	116,010

事務所名称	市町村												年度別 合計			合計
	薩摩川内市			さつま町			阿久根市			長島町						
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22				
イノシシ	17,001	19,686	16,393	191,162	16,934	14,207	6,079	6,434	5,051	18,191	22,182	6,903	5,787	5,403	4,089	183,500
サル		64		1,902	1,850	1,798										5,614
ウサギ	86	120	28	3,840	2,520	2,357				95	195	227	4,022	2,835	2,612	9,468
シカ	4,866	8,742	14,443	18,614	19,577	18,765	228	209	229	1,032	1,379	320	24,740	29,908	33,757	88,404
タヌキ	94	732	22,574	3,775	2,670	3,224	69						3,938	3,472	25,798	33,207
ネズミ																
マンダース																
その他獣類				1,242	1,369	1,274	133	141	1,000		1,379		1,376	1,510	3,654	6,540
スズメ	2,136	8,722	2,068	4,060	2,632	2,204	239	235	199	3,371	5,631	4,797	9,806	17,220	9,248	36,294
カラス	3,414	5,426	17,659	1,554	1,833	1,717	875	897	470	2,906	3,127	1,148	11,102	13,660	23,476	48,238
ヒヨドリ	289	2,150	41,287	2,138	2,722	2,803	2,375	2,547	2,327				12,339	8,045	55,756	76,140
ツル										1,345	1,158	471	1,345	1,158	471	2,973
ハト				145	148	143							145	148	143	436
キジ				658	636	609							658	636	609	1,904
カモ				53									53	0	0	53
その他鳥類																
野類計	22,047	29,345	53,437	48,535	44,920	41,625	6,509	6,854	6,280	19,223	23,561	8,603	5,882	5,598	4,316	102,196
鳥類計	5,839	16,298	61,014	8,609	7,970	7,477	3,489	3,679	2,996	7,621	9,916	6,730	9,890	3,004	11,506	35,447
鳥獣類合計	27,886	45,642	114,451	57,144	52,890	49,102	9,998	10,533	9,276	26,844	33,477	15,333	15,772	8,602	15,822	137,643

事務所名称	市町村												年度別 合計			合計
	北薩			阿久根市			出水市			長島町						
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22				
イノシシ	17,001	19,686	16,393	6,079	6,434	5,051	18,191	22,182	6,903	5,787	5,403	4,089	66,219	70,639	46,642	183,500
サル													1,902	1,914	1,798	5,614
ウサギ	86	120	28							95	195	227	4,022	2,835	2,612	9,468
シカ	4,866	8,742	14,443	18,614	19,577	18,765	228	209	229	1,032	1,379	320	24,740	29,908	33,757	88,404
タヌキ	94	732	22,574	3,775	2,670	3,224	69						3,938	3,472	25,798	33,207
ネズミ																

●平成20～22年度 の市町村別鳥獣被害額一覽表

事務所名称	市町村												年度別 合計						合計											
	鹿野市			垂水市			東牟婁郡			肝付町			鏡江町			南大隅町				喜茂市			大崎町							
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22		H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22		
イノシシ	872	841	845	633	632	406	1,809	1,842	1,625	9,648	11,697	12,649	3,875	4,971	3,313	4,173	4,483	4,467	12,934	13,950	12,993	34	107	269	33,999	37,137	36,587	107,024		
サル	89	721	742	192	347	1,756	753	799	1,121	289	2,621	2,609	12,692	15,129	4,242	936	1,030	1,189	140	146	80	138	224	622	15,883	19,987	11,178	46,748		
ウサギ	7		2							2,023	2,155	2,197	166								29	17				3,147	3,214	3,406	9,766	
シカ																														
クサキ	269	241	249				50	52	56	1,160	1,164	1,103				521	548	541	140	187	240	23	68	107	2,163	2,262	2,297	6,722		
ヘズミ																														
マンガース																														
その他鳥類																														
スズメ	4	4	3	30	236	203	419	419	228	546	572	519	1,586	1,659	1,628	146	40		130	206	200				1,746	2,246	2,070	6,062		
カラス	1,224	1,289	1,134	72	339	332	17	17	16	3,653	3,674	3,631	585	739	4	2,260	2,219	1,453	3,192	2,317	2,296	48	148	644	11,058	10,763	9,409	31,230		
ヒヨドリ		1	266	5	62	2,303	775	817	803	1,301	1,382	1,397	5,745	6,228	4,856	93	93	268	60	151	48	48	48	449	7,948	8,691	10,492	27,152		
ツル																														
ハト	36			12	166	163																								
キツ							12	12	12	178																				
カモ																														
その他鳥類																														
鳥類計	2,026	1,803	1,839	856	1,214	2,365	0	0	0	2,613	2,713	2,802	15,925	19,296	20,206	16,733	19,546	7,600	5,630	6,061	6,197	394	394	999	55,937	64,846	55,538	176,322		
鳥類計	1,264	1,294	1,403	90	567	2,798	0	0	0	1,222	1,264	1,225	5,501	5,628	5,447	6,330	6,767	4,860	2,653	2,587	2,015	2,336	1,092	2,336	1,737	20,370	20,932	21,959	63,261	
鳥類割合計	3,290	3,098	3,242	945	1,782	5,163	0	0	0	3,835	3,977	4,027	20,726	24,924	25,653	23,063	26,514	12,460	8,282	8,648	8,213	15,840	16,207	16,003	60,272	76,307	85,778	277,497		

事務所名称	市町村												年度別 合計						合計											
	西之表市			中種子町			南種子町			屋久島町			龍郷町			龍郷町														
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22												
イノシシ																														
サル																														
ウサギ																														
シカ	9,441	3,948	9,329	617	689	12,195	89	82	3,945	4,240	23,471	14,092	8,959	45,077	48,127															
クサキ																														
ヘズミ																														
マンガース																														
その他鳥類																														
スズメ	1,214	332	31	29	40	94	33	29				33	33	29	95															
カラス	949	30	1,941	857	69	94	115	28,239	5,604	66,098	29,257	5,748	89,011	104,016																
ヒヨドリ																														
ツル																														
ハト																														
キツ																														
カモ																														
その他鳥類																														
鳥類計	9,441	3,948	9,329	617	689	12,195	89	82	3,945	4,240	23,471	14,092	8,959	45,077	48,127															
鳥類計	2,163	382	1,972	29	40	951	192	214	223	28,239	5,604	66,098	30,630	6,241	69,244	106,115														
鳥類割合計	11,604	4,330	11,301	646	729	13,146	288	296	303	51,314	87,918	119,091	63,852	33,274	143,843	240,948														

事務所名称	市町村												年度別 合計						合計											
	龍郷町			市町村			龍郷町			龍郷町			龍郷町			龍郷町														
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22												
イノシシ	30	667	2,937	277	295	249	1,203	2,742	1,364	273	2,761	2,516	248	795	599															
サル																														
ウサギ																														
シカ																														
クサキ	4,416	423	784	230	241	200																								
ヘズミ																														
マンガース																														
その他鳥類																														
スズメ	245	577	807	255	272	249	967	921	856	990	3,275	483																		
カラス	300	177	13,068	377	403	908	624	5,502					179																	
ヒヨドリ																														
ツル																														
ハト	84			637	643	459																								
キツ																														
カモ																														
その他鳥類																														
鳥類計	4,446	1,080	3,720	506	536	448	1,203	2,742	1,364	273	2,761	2,516	248	795	599															
鳥類計	629	755	13,875	1,268	1,318	1,616	967	921	1,480	990	3,275	5,983	0	179	0															
鳥類割合計	5,075	1,844	17,596	1,775	1,854	2,064	2,169	3,663	2,844	1,263	6,036	8,501	248	795	778															

県内で生息が確認される又は、目撃の記録がある野生鳥類の一覧（一部例）

鳥類名称	属目・科	県内で主な生息地等
アビ	アビ目アビ科	阿久根市大川～牛ノ浜間海上で観察
オオハム	アビ目アビ科	佐多・出水の記録
シロエリオオハム	アビ目アビ科	下甌島の手打湾で観察
アマツバメ	アマツバメ目アマツバメ科	奄美大島、徳之島、屋久島、甌島、薩摩・大隅半島南端。渡りは各地
ハリオアマツバメ	アマツバメ目アマツバメ科	奄美大島の記録
ヒメアマツバメ	アマツバメ目アマツバメ科	種子島、天文館、曾木の瀧、栗野附近で発見
アカエリカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	出水、鰻池
カイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	県内各地の池や沼
カンムリカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	出水、川内、鰻池など
ハジロカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	鹿児島湾、出水、志布志、甌島など
ミミカイツブリ	カイツブリ目カイツブリ科	出水
アカツクシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水。蘭牟田池の記録
アカハジロ	ガンカモ目ガンカモ科	川辺田辺田
アメリカヒドリ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
ウミアイサ	ガンカモ目ガンカモ科	県内各地。鹿児島湾五位野沖の記録
オオハクチョウ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
オカヨシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
オシドリ	ガンカモ目ガンカモ科	県本土各地、種子島、屋久島、奄美大島
オナガガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水荒崎、万之瀬川河口、枕崎花渡川、加治木干拓、笠利大瀬
カルガモ	ガンカモ目ガンカモ科	県内本土各地、種子島、屋久島、中之島、奄美大島、徳之島、喜界島
カワアイサ	ガンカモ目ガンカモ科	出水高川ダム周辺、旧鶴田町
コガモ	ガンカモ目ガンカモ科	県内本土各地、離島など
コクガン	ガンカモ目ガンカモ科	県下で1例あるだけ
コハクチョウ	ガンカモ目ガンカモ科	鹿児島市塩屋町に迷行、出水干拓の記憶
サカツラガン	ガンカモ目ガンカモ科	出水荒崎干拓で観察
シマアジ	ガンカモ目ガンカモ科	出水干拓地
スズガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水、種子島の記録
ツクシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水の干拓、種子島の記録
トモエガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水、蘭牟田池など
ハイイロガン	ガンカモ目ガンカモ科	出水干拓
ハシビロガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水干拓の海上
ヒシクイ	ガンカモ目ガンカモ科	出水
ヒドリガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水、種子島
ホオジロガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水、大隅の大根占町神川河口の記録
マガモ	ガンカモ目ガンカモ科	県内各地、馬毛島
マガン	ガンカモ目ガンカモ科	出水
ヨシガモ	ガンカモ目ガンカモ科	出水、蘭牟田池など
ウズラ	キジ目キジ科	県本土、種子島、屋久島、口永良部、奄美大島
キジ	キジ目キジ科	県内各地
コジュケイ	キジ目キジ科	県内本土各地、霧島の大波池附近
シマキジ	キジ目キジ科	種子島、屋久島の農耕地附近
ヤマドリ	キジ目キジ科	種子島、奄美大島、他県内の河口周辺
アオゲラ	キツツキ目キツツキ科	霧島田口、垂水市高峠、鹿屋市高隈、入来峠
アマミコゲラ	キツツキ目キツツキ科	奄美大島、徳之島
アリスイ	キツツキ目キツツキ科	鹿児島市内・種子島の記録
オオアカゲラ	キツツキ目キツツキ科	大口大住池、鹿屋市高隈
オーストンオオアカゲラ	キツツキ目キツツキ科	奄美大島和瀬峠、湯湾岳、名瀬金作原
コゲラ（キュウシュウコゲラ）	キツツキ目キツツキ科	県内各地で確認
タネアオゲラ	キツツキ目キツツキ科	種子島、屋久島
ナミエオオアカゲラ	キツツキ目キツツキ科	県内本土各地の天然林
ミヤケコゲラ	キツツキ目キツツキ科	屋久島
コウノトリ	コウノトリ目コウノトリ科	徳之島
ナベコウ	コウノトリ目コウノトリ科	出水荒崎・阿久根・種子島の記録
アオサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地
アカガシラサギ	コウノトリ目サギ科	出水荒崎、霧島市天降川河口、佐多大泊
アマサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地の河口周辺
カラシラサギ	コウノトリ目サギ科	出水市、鹿児島市甲突川河口、大浦干拓
クロサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地

県内で生息が確認される又は、目撃の記録がある野生鳥類の一覧（一部例）

鳥類名称	属目・科	県内で主な生息地等
ゴイサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地
コサギ	コウノトリ目サギ科	平地の竹藪，雑木林，県本土各地で確認
ササゴイ	コウノトリ目サギ科	薩南諸島以南
サンカノゴイ	コウノトリ目サギ科	出水，蘭牟田池，川内，奄美大島などの記録
ダイサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地の河口・河川周辺
チュウサギ	コウノトリ目サギ科	県内各地の河川・海岸周辺
ミソゴイ	コウノトリ目サギ科	加治木の朝日池で採集
ムラサキサギ	コウノトリ目サギ科	出水，志布志，大浦干拓など
ヨシゴイ	コウノトリ目サギ科	出水，奄美諸島
リュウキュウヨシゴイ	コウノトリ目サギ科	薩南諸島以南
クロツラヘラサギ	コウノトリ目トキ科	出水・鹿児島市甲突川口で目撃
クロトキ	コウノトリ目トキ科	出水の東干拓で発見
ヘラサギ	コウノトリ目トキ科	出水の荒崎，甲突川口の記録
アトリ	スズメ目アトリ科	霧島や大口盆地等県北，高隈山，屋久島，種子島，トカラ列島，奄美大島の記録
イカル	スズメ目アトリ科	県本土各地，屋久島，諏訪之瀬島，高隈山，紫尾山
イスカ	スズメ目アトリ科	悪石島
ウソ	スズメ目アトリ科	県内各地
オオカワラヒラ	スズメ目アトリ科	屋久島の記録
カワラヒラ	スズメ目アトリ科	県内各地で普通に観察できる
コイカル	スズメ目アトリ科	栗野
シメ	スズメ目アトリ科	県内各地，屋久島
ベニマシコ	スズメ目アトリ科	大口で採集
マヒワ	スズメ目アトリ科	県内本土各地，屋久島
エナガ	スズメ目エナガ科	県内各地
オウチュウ	スズメ目オウチュウ科	奄美大島笠利
カケス	スズメ目カラス科	県内全域で確認
コクマルガラス	スズメ目カラス科	出水干拓，金峰・吹上耕地，鹿児島多賀山
ハシブトガラス	スズメ目カラス科	県内本土各地，甑列島，屋久島，種子島
ハシボソガラス	スズメ目カラス科	県内本土各地，甑島
ミヤマガラス	スズメ目カラス科	出水，大口，栗野などの平野
ヤクシマカケス	スズメ目カラス科	屋久島
リュウキュウハシブトガラス	スズメ目カラス科	屋久島，奄美大島，徳之島，喜界島
ルリカケス	スズメ目カラス科	奄美大島，徳之島，加計呂麻島
カワガラス	スズメ目カワガラス科	県内本土各地，屋久島
コウライウグイス	スズメ目コウライウグイス科	黒島，草垣島
コジュウカラ	スズメ目コジュウカラ科	宮之城紫尾，串木野河口，栗野，牧園，霧島神宮
サンショウクイ	スズメ目サンショウクイ科	県内各地
リュウキュウサンショウクイ	スズメ目サンショウクイ科	鹿児島市内・加世田・種子島・屋久島などの記録，奄美，徳之島
アマミシジュウカラ	スズメ目シジュウカラ科	奄美大島，徳之島
アマミヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	奄美大島，徳之島
コガラ	スズメ目シジュウカラ科	霧島のモミ・ツガ林
シジュウカラ	スズメ目シジュウカラ科	県内本土各地
タネヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	種子島
ヒガラ	スズメ目シジュウカラ科	霧島，高隈山，屋久島の高所
ヤクシマヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	屋久島，奄美大島の記録
ヤマガラ	スズメ目シジュウカラ科	霧島山系，高隈山系，紫尾山系，南大隅など
イワミセキレイ	スズメ目セキレイ科	鹿屋の笠之原・志布志の柏原・屋久島・悪石島の記録
キガシラセキレイ	スズメ目セキレイ科	出水市，宇治群島
キセキレイ	スズメ目セキレイ科	県内本土各地，屋久島，草垣島
キタツメナガセキレイ	スズメ目セキレイ科	枕崎馬追川河口，草垣島，黒島，硫黄島，悪石島
キマユミメナガセキレイ	スズメ目セキレイ科	枕崎馬追川河口，向島，黒島，奄美大島
セグロセキレイ	スズメ目セキレイ科	県内各地，奄美大島
タヒバリ	スズメ目セキレイ科	県内各地，種子島，奄美大島
ハクセキレイ	スズメ目セキレイ科	県内各地
ピンズイ	スズメ目セキレイ科	県本土各地
ホオジロハクセキレイ	スズメ目セキレイ科	鹿児島市外の記録，屋久島の尾之間で観察
ムネアカタヒバリ	スズメ目セキレイ科	出水干拓地，奄美大島の記録
アカハラツバメ	スズメ目ツバメ科	鹿児島市谷山の記録

県内で生息が確認される又は、目撃の記録がある野生鳥類の一覧（一部例）

鳥類名称	属目・科	県内で主な生息地等
イワツバメ	スズメ目ツバメ科	佐多岬、志布志や霧島の高千穂峰、佐多辺塚
コシアカツバメ	スズメ目ツバメ科	大口、栗野方面
ショウドウツバメ	スズメ目ツバメ科	出水干拓、万之瀬川河口、牧園、国分干拓
ツバメ	スズメ目ツバメ科	県本土各地、種子島、屋久島など
リュウキュウツバメ	スズメ目ツバメ科	奄美大島以南
スズメ	スズメ目ハタオリドリ科	県内各地
ニューナイスズメ	スズメ目ハタオリドリ科	県内本土各地
イイジマムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	大隅半島鹿大高嶺演習林、鹿大農学部植物園で観察。屋久島の記録
ウグイス	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	県本土各地、種子島、屋久島
エゾセンニュウ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	鹿児島市谷山・屋久島・与論島の記録
エゾムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	屋久島春牧
オオヨシキリ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	栗野・志布志・奄美大島・沖永良部などの記録
クイタダキ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	県本土、屋久島、種子島の低地
キマユムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	草垣群島上ノ島、屋久島春牧、与論島
コメボソムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	種子島の記録
コヨシキリ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	万之瀬川、加世田小湊干拓、枕崎火之神海岸
シマセンニュウ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	出水、馬毛島、平島
セツカ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	県内各地
センダイムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	屋久島の記録
メボソムシクイ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	鹿児島県宇宿・伊敷の記録
ヤブサメ	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	大隅半島、屋久島、種子島、奄美大島の記録
リュウキュウウグイス	スズメ目ヒタキ科〔ウグイス亜科〕	トカラ列島、奄美大島、徳之島、与論島
サンコウチョウ	スズメ目ヒタキ科〔カササギヒタキ亜科〕	県内各地、市街地附近、屋久島の記録
リュウキュウサンコウチョウ	スズメ目ヒタキ科〔カササギヒタキ亜科〕	奄美大島、徳之島、喜界島に出現
アカッコ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島、現在不明
アカハラ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部、高隈山の記録
アカヒゲ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島、種子島、トカラ列島、奄美大島、徳之島、男女群島
イソヒヨドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県本土、各離島の海岸
オオトラツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	奄美大島の中央山岳地帯の密林
オガワコマドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	出水荒崎、草垣島
カラアカハラ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿児島谷山
クロツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部植物園で目撃、屋久島の記録
コマドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	霧島・高隈連山の700～800m以上
コルリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部植物園・高隈山の記録
ジョウビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内本土各地、種子島、屋久島、奄美大島
シロハラ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内各地
タネコマドリ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島、種子島
ツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県本土各地、種子島、屋久島、奄美大島
トラツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内本土各地、鹿屋市で採取、屋久島・種子島・奄美大島の記録
ノゴマ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部・鹿児島市田上・種子島・屋久島・奄美大島等の記録
ノビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	屋久島・種子島・栗野の記録
ハチジョウツグミ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	硫黄島、悪石島、平島、屋久島栗生
マミジロ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	鹿大農学部植物園、トカラの悪石島で観察採集
マミチャジナイ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	大隅半島の高隈山、種子島の記録
ルリビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ツグミ亜科〕	県内各地
エゾビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	鹿大農学部植物園、霧島、高隈山等。種子島の記録
オオルリ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	県内各地、鹿大農学部植物園
オジロビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	平島
キビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	大隅の国見岳、高隈山、霧島、薩摩紫尾山等。奄美大島・鹿大農学部植物園の記録
コサメビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	県内各地
サメビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	霧島、田代稲尾岳、屋久島、黒島、悪石島
ミヤマビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	県内本土
ムギマキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	種子島の記録
リュウキュウキビタキ	スズメ目ヒタキ科〔ヒタキ亜科〕	屋久島、種子島、奄美大島
オオヒバリ	スズメ目ヒバリ科	鹿児島市唐湊の記録
カラフトチュウヒバリ	スズメ目ヒバリ科	鹿児島市唐湊の記録
ヒバリ	スズメ目ヒバリ科	県内本土各地の耕地附近、甌島
ヒメコウテンシ	スズメ目ヒバリ科	黒島、平島

県内で生息が確認される又は、目撃の記録がある野生鳥類の一覧（一部例）

鳥類名称	属目・科	県内で主な生息地等
アマミヒヨドリ	スズメ目ヒヨドリ科	奄美大島、徳之島
ヒヨドリ	スズメ目ヒヨドリ科	県内本土各地、種子島、屋久島など
アオジ	スズメ目ホオジロ科	県本土、甌列島、種子島、屋久島、奄美大島
オオジュリン	スズメ目ホオジロ科	出水干拓地
カシラダカ	スズメ目ホオジロ科	県北、志布志、高隈山麓など
キマユホオジロ	スズメ目ホオジロ科	笠沙、平島
クロジ	スズメ目ホオジロ科	県内本土、種子島、屋久島、奄美大島
シマアオジ	スズメ目ホオジロ科	上甌島、小島、屋久島、悪石島
シマノジコ	スズメ目ホオジロ科	指宿、加世田小湊干拓、悪石島
ノジコ	スズメ目ホオジロ科	県内各地、屋久島の記録
ホオアカ	スズメ目ホオジロ科	出水の干拓、栗野の平野、屋久島、種子島、奄美大島の記録
ホオジロ	スズメ目ホオジロ科	県本土各地、種子島、屋久島
ミヤマホオジロ	スズメ目ホオジロ科	県内本土、屋久島
オガワミソサザイ	スズメ目ミソソザイ科	屋久島、種子島
ミソサザイ	スズメ目ミソソザイ科	県本土だけ、霧島、高隈山など
カラムクドリ	スズメ目ムクドリ科	出水荒崎周辺、万之瀬川、川辺
ギンムクドリ	スズメ目ムクドリ科	万之瀬川河口
コムクドリ	スズメ目ムクドリ科	県内各地
ホシムクドリ	スズメ目ムクドリ科	出水荒崎、万之瀬川、川辺町
ムクドリ	スズメ目ムクドリ科	県内各地、奄美大島の記録
シマメジロ	スズメ目メジロ科	屋久島、種子島
メジロ	スズメ目メジロ科	県本土各地、甌列島
リュウキュウメジロ	スズメ目メジロ科	奄美大島、徳之島、喜界島、沖永良部、与論の各島
アカモズ	スズメ目モズ科	志布志の記録
オオカラモズ	スズメ目モズ科	佐多岬
シマアカモズ	スズメ目モズ科	鹿児島市上福元町清泉寺、鹿大農学部植物園で発見
チゴモズ	スズメ目モズ科	種子島・屋久島の記録
モズ	スズメ目モズ科	県本土各地、屋久島、種子島、奄美大島
ヤイロチョウ	スズメ目ヤイロチョウ科	薩摩半島の山川、霧島、悪石島、屋久島など
キレンジャク	スズメ目レンジャク科	県本土
ヒレンジャク	スズメ目レンジャク科	県内各地、奄美大島の記録
ウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	鹿児島湾、甌島近海、屋久島、奄美大島
カンムリウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	鹿児島湾で採取
コウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	県内各地の海上、種子島の沿岸など
マダラウミスズメ	チドリ目ウミスズメ科	奄美大島の記録
アジサシ	チドリ目カモメ科	大隅北部の海上
ウミネコ	チドリ目カモメ科	県内各地、下甌島で繁殖
エリグロアジサシ	チドリ目カモメ科	馬毛島、奄美大島、徳之島、与論島、島嶼の岩礁
オオアジサシ	チドリ目カモメ科	徳之島
オオズグロカモメ	チドリ目カモメ科	万之瀬川河口
オオセグロカモメ	チドリ目カモメ科	沖永良部
オニアジサシ	チドリ目カモメ科	奄美大島笠利大瀬
カモメ	チドリ目カモメ科	県内全域の港や河口付近周辺
クロアジサシ	チドリ目カモメ科	垂水鹿大高隈演習林、始良干拓
クロハラアジサシ	チドリ目カモメ科	出水荒崎周辺、大浦干拓、始良別府川河口
コアジサシ	チドリ目カモメ科	県内各地
シロカモメ	チドリ目カモメ科	開聞山麓の川尻で観察
ズグロカモメ	チドリ目カモメ科	鹿児島湾の記録
セグロアジサシ	チドリ目カモメ科	徳之島、出水で観察
セグロカモメ	チドリ目カモメ科	県内各地
ハシグロクロハラアジサシ	チドリ目カモメ科	県下でも観察記録
ベニアジサシ	チドリ目カモメ科	奄美大島、徳之島
ミツユビカモメ	チドリ目カモメ科	大隅半島の大根占神川海岸で発見
ユリカモメ	チドリ目カモメ科	鹿児島湾など
アオアシシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
アオシギ	チドリ目シギ科	県内各地
アカアシシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
アマミヤマシギ	チドリ目シギ科	奄美大島

県内で生息が確認される又は、目撃の記録がある野生鳥類の一覧（一部例）

鳥類名称	属目・科	県内で主な生息地等
アメリカカウズラシギ	チドリ目シギ科	出水高尾野
イソシギ	チドリ目シギ科	県内各地
ウズラシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
エリマキシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
オオジシギ	チドリ目シギ科	出水荒崎，国分干拓，上甑島
オオソリハシシギ	チドリ目シギ科	県内各地
オオハシシギ	チドリ目シギ科	出水干拓，国分干拓
オグロシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
オジロトウネン	チドリ目シギ科	出水干拓，枕崎馬追川河口，国分干拓
オバシギ	チドリ目シギ科	甲突川河口，帖佐干拓，加治木干拓，万之瀬川河口
カラフトアオアシシギ	チドリ目シギ科	鹿児島市脇田で採取
キアシシギ	チドリ目シギ科	県内各地
キョウジョシギ	チドリ目シギ科	出水干拓，鹿児島湾
キリアイ	チドリ目シギ科	出水干拓地
クサシギ	チドリ目シギ科	出水の東干拓など
コアオアシシギ	チドリ目シギ科	出水の河口など
コオバシギ	チドリ目シギ科	県内の河口・河川周辺で確認できる
コシャクシギ	チドリ目シギ科	与論島，出水高尾野（東干拓），大浦干拓
サルハマシギ	チドリ目シギ科	出水東干拓，大浦干拓，帖佐干拓，枕崎花渡川干潟
ソリハシシギ	チドリ目シギ科	鹿児島市谷山一五位野の河口，出水干拓地
ダイシャクシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地，鹿児島市の谷山など
タカブシギ	チドリ目シギ科	出水東干拓
タシギ	チドリ目シギ科	県内各地
チュウジシギ	チドリ目シギ科	奄美大島の記録，各地に生息すると推測される
チュウシャクシギ	チドリ目シギ科	県内各地
ツルシギ	チドリ目シギ科	出水の干拓，志布志
トウネン	チドリ目シギ科	出水干拓地など
ハマシギ	チドリ目シギ科	県内各地
ハリオシギ	チドリ目シギ科	奄美大島で採集
ヒバリシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地
ヘラシギ	チドリ目シギ科	出水の東干拓，国分干拓など
ホウロクシギ	チドリ目シギ科	出水干拓地その他
ミユビシギ	チドリ目シギ科	鹿児島市脇田，宝島の記録
ヤマシギ	チドリ目シギ科	県内各地，特にトカラ列島
セイトカシギ	チドリ目セイトカシギ科	出水荒崎の沼沢，鹿児島市谷山の永田川下流の記録
タマシギ	チドリ目タマシギ科	県内各地の湿地
イカルチドリ	チドリ目チドリ科	川内川の曾木ノ滝，万之瀬川等大きな川中流以上
オオチドリ	チドリ目チドリ科	屋久島麦生，与論島
オオメダイチドリ	チドリ目チドリ科	出水干拓地，鹿児島市の脇田等
コチドリ	チドリ目チドリ科	県内各地
シロチドリ	チドリ目チドリ科	県内各地
ダイセン	チドリ目チドリ科	出水干拓地や五位野の清泉寺跡など
タゲリ	チドリ目チドリ科	出水干拓地その他
ムナグロ	チドリ目チドリ科	出水干拓地，鹿児島市谷山など
メダイチドリ	チドリ目チドリ科	出雲干拓地，海岸に干潟や砂礫地
ツバメチドリ	チドリ目ツバメチドリ科	出水東干拓，奄美宇検村の干拓で観察，鹿児島県脇田の記録
トウゾクカモメ	チドリ目トウゾクカモメ科	大浦干拓
アカエリヒレアシシギ	チドリ目ヒレアシシギ科	出水の東干拓，鹿児島湾，喜界島
ミヤコドリ	チドリ目ミヤコドリ科	種子島，喜界島，徳之島，沖永良部の記録
オオバン	ツル目クイナ科	出水，池田湖
クイナ	ツル目クイナ科	県内各地の湿地
シロハラクイナ	ツル目クイナ科	串木野三井金山，川辺田部田，帖佐干拓，屋久島中間
ツルクイナ	ツル目クイナ科	極めて稀れ，標本1本
バン	ツル目クイナ科	県内本土各地，各離島など
ヒクイナ	ツル目クイナ科	県内各地
ヒメクイナ	ツル目クイナ科	奄美大島，鹿児島市谷山の記録
リュウキュウヒクイナ	ツル目クイナ科	屋久島以南，奄美諸島
アナハツル	ツル目ツル科	出水干拓地

県内で生息が確認される又は、目撃の記録がある野生鳥類の一覧（一部例）

鳥類名称	属目・科	県内で主な生息地等
カナダツル	ツル目ツル科	出水干拓の記録
クロツル	ツル目ツル科	出水干拓地
ソデグロツル	ツル目ツル科	出水干拓地の記録
タンチョウ	ツル目ツル科	出水干拓地
ナベツル	ツル目ツル科	出水干拓地
マナツル	ツル目ツル科	出水
ミフウスラ	ツル目ミフウスラ科	馬毛島, 種子島, 奄美諸島の記録, 佐多岬で観察
アオバト	ハト目ハト科	県本土各地, 屋久島, 種子島
カラスバト	ハト目ハト科	奄美群島, 種子島, 屋久島, 甑島, 長島
キジバト	ハト目ハト科	県内各地
ズアカアオバト	ハト目ハト科	種子島門倉岬, 大島湯湾岳, 黒島, 悪石島
ベニバト	ハト目ハト科	奄美大島, 平島
カッコウ	ハト目ホトトギス科	屋久島, 霧島の高所
カンムリカッコウ	ハト目ホトトギス科	宝島
ジュウイチ	ハト目ホトトギス科	霧島の高所
ツツドリ	ハト目ホトトギス科	通過のみ, 霧島で声
ホトトギス	ハト目ホトトギス科	県北, 屋久島
アオバズク	フクロウ目フクロウ科	県内各地。奄美大島・種子島の記録
オオコノハズク	フクロウ目フクロウ科	県内各地。鹿児島市で採取, 屋久島の記録
コノハズク	フクロウ目フクロウ科	鹿児島市伊敷・霧島・大口・奄美大島などの記録
コミミズク	フクロウ目フクロウ科	川内, 霧島, 鹿児島市谷山などの記録
フクロウ	フクロウ目フクロウ科	鹿児島市郡元, 犬迫町, 穎娃, 佐多, 末吉
リュウキュウアオバズク	フクロウ目フクロウ科	奄美大島で採取
リュウキュウコノハズク	フクロウ目フクロウ科	奄美大島, 徳之島
アカショウビン	ブッポウソウ目カワセミ科	県内本土各地
カワセミ	ブッポウソウ目カワセミ科	県内各地
ヤマショウビン	ブッポウソウ目カワセミ科	鹿児島平川, 佐多大泊,
ヤマセミ	ブッポウソウ目カワセミ科	県内本土各地, 屋久島
リュウキュウアカショウビン	ブッポウソウ目カワセミ科	奄美大島, 徳之島, 沖永良部, 与論島以南
ブッポウソウ	ブッポウソウ目ブッポウソウ科	大隅半島, 佐多町, 垂水市, 志布志, 霧島等
ヤツガシラ	ブッポウソウ目ヤツガシラ科	奄美大島, 徳之島, 悪石島, 種子島, 口永良部, 佐多岬, 福山町, 甑島などの記録
ウミウ	ペリカン目ウ科	県内各地
カワウ	ペリカン目ウ科	出水, 川内, 簡牟田池, 鰻池, 甑島列島
ヒメウ	ペリカン目ウ科	種子島で記録
カツオドリ	ペリカン目カツオドリ科	種子・屋久航路, 鹿児島湾内谷山七ツ島附近, 甑島近海, 出水附近
オオグンカンドリ	ペリカン目グンカンドリ科	旧大浦町, 旧佐多町
コグンカンドリ	ペリカン目グンカンドリ科	桜島袴腰, 草垣島, 奄美大島笠利
ハイイロペリカン	ペリカン目ペリカン科	曾於郡志布志町安楽川口の記録
クロコシジロウミツバメ	ミズナキドリ目ウミツバメ科	鹿児島市日当平の田圃
アナドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	鹿児島湾の記録
オオミズナギドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	佐多の枇榔島, 草垣上ノ島, 甑島の双子島
シロハラミズナギドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	屋久島の記録
ハシボソミズナギドリ	ミズナキドリ目ミズナキドリ科	鹿児島湾, 志布志湾
ヨタカ	ヨタカ目ヨタカ科	県内各地
アカアシチョウゲンボウ	ワシタカ目ハヤブサ科	旧山川町長崎鼻
コチョウゲンボウ	ワシタカ目ハヤブサ科	出水の干拓その他, 鹿児島市内
チゴハヤブサ	ワシタカ目ハヤブサ科	出水干拓地など
チョウゲンボウ	ワシタカ目ハヤブサ科	出水干拓その他, 鹿児島市内
ハヤブサ	ワシタカ目ハヤブサ科	県内各地
アカハラダカ	ワシタカ目ワシタカ科	佐多岬, 開聞岳頂上, 奄美大島
オオタカ	ワシタカ目ワシタカ科	霧島のモミ・ツガ林
オオノスリ	ワシタカ目ワシタカ科	出水西干拓
オジロワシ	ワシタカ目ワシタカ科	出水荒崎周辺, 出水高尾野東干拓
カタジロワシ	ワシタカ目ワシタカ科	出水荒崎
クマタカ	ワシタカ目ワシタカ科	大隅の栗野で捕獲
クロハゲワシ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓地
ケアシノスリ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓地
サシバ	ワシタカ目ワシタカ科	県内本土各地, 佐多岬, 屋久島, トカラ列島, 奄美大島, 徳之島

県内で生息が確認される又は、目撃の記録がある野生鳥類の一覧（一部例）

鳥類名称	属目・科	県内で主な生息地等
チユウヒ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓
ツミ	ワシタカ目ワシタカ科	鹿大農学部校内に出現。種子島・屋久島・奄美大島などの記録
トビ	ワシタカ目ワシタカ科	県内本土各地
ノスリ	ワシタカ目ワシタカ科	県内各地，トカラ列島，奄美大島
ハイイロチュウヒ	ワシタカ目ワシタカ科	出水干拓地，奄美大島の記録
ハイタカ	ワシタカ目ワシタカ科	鹿大農学部構内・種子島・屋久島で目撃
ハチクマ	ワシタカ目ワシタカ科	佐多岬，錦江町稲尾岳，屋久島，徳之島
マダラチュウヒ	ワシタカ目ワシタカ科	草垣島で観察
ミサゴ	ワシタカ目ワシタカ科	県内各地

参考文献：「鹿児島県の野鳥」「鹿児島県の野鳥」より抜粋

県内で生息が確認される又は目撃例がある野生獣類の一覧(一部例)

獣名称	属目・科	県内での主な生息地
アマミノクロウサギ	ウサギ目ウサギ科	奄美大島, 徳之島
キュウシュウノウサギ	ウサギ目ウサギ科	熊毛郡, 大島郡を除く県内各地
ニホンイノシシ	ウシ目イノシシ科	熊毛郡を除く県内各地
リュウキュウイノシシ	ウシ目イノシシ科	奄美大島, 加計呂麻島, 徳之島
ノヤギ	ウシ目ウシ科	奄美大島
キュウシュウジカ	ウシ目シカ科	県南部及び奄美大島を除く県全域
マゲシカ	ウシ目シカ科	馬毛島
ヤクシカ	ウシ目シカ科	屋久島
エラブオオコウモリ	コウモリ目オオコウモリ科	口永良部島
オリイコキクガシラコウモリ	コウモリ目キクガシラコウモリ科	奄美大島, 沖永良部島, 加計呂麻島, 徳之島
キクガシラコウモリ	コウモリ目キクガシラコウモリ科	奄美大島, 沖永良部島, 加計呂麻島, 徳之島
コキクガシラコウモリ	コウモリ目キクガシラコウモリ科	奄美大島, 沖永良部島, 加計呂麻島, 徳之島
アブラコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	口永良部島, 口之島, 宝島, 奄美大島, 徳之島, 県内各地
コテングコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	屋久島
スミロオヒキコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	奄美大島, 口永良部島
ヒナコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	県内各地
モモジロコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	徳之島
ヤマコウモリ	コウモリ目ヒナコウモリ科	県内各地
ホンドザル	サル目オナガザル科	熊毛, 大島地域を除く県内各地
ヤクシマザル	サル目オナガザル科	屋久島
アライグマ	ネコ目アライグマ科	93年に旧大口市で目撃以降, 確認事例なし
アナグマ	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
コイタチ	ネコ目イタチ科	屋久島
チョウセンイタチ	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
テン	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
ニホンイタチ	ネコ目イタチ科	離島を除く県内各地
ホンドギツネ	ネコ目イヌ科	離島を除く県全域
ホンドタヌキ	ネコ目イヌ科	離島を除く(屋久島は除外)県全域, 屋久島は近年移入種
マングース	ネコ目ジャコウネコ科	奄美大島, 鹿児島市喜入地区
アカネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
アマミトゲネズミ	ネズミ目ネズミ科	奄美大島
カヤネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
クマネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ケナガネズミ	ネズミ目ネズミ科	奄美大島, 徳之島
ドブネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ハタネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ハツカネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ヒメネズミ	ネズミ目ネズミ科	県内各地
ニホンモモンガ	ネズミ目リス科	県内各地
ムササビ	ネズミ目リス科	県内各地
コウベモグラ	モグラ目モグラ科	県内各地
ヒミズ	モグラ目モグラ科	県内各地
オリイジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	奄美大島, 加計呂麻島, 徳之島
ジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	県内各地
ジャコウネズミ	モグラ目トガリネズミ科	県内各地(帰化種)
ヤクシマジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	屋久島
ワタセジネズミ	モグラ目トガリネズミ科	奄美大島, 加計呂麻島, 徳之島, 喜界島, 沖永良部島, 与論島

※各種文献等より抜粋して作成

